

# 令和6年第3回神奈川県議会定例会議案

(条例その他 その4)



# 目 次

番 号	件 名	ページ
定県第107号議案	神奈川県こども目線の施策推進条例	1
定県第108号議案	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例	8
定県第109号議案	神奈川県条例等の公布に関する条例の一部を改正する条例	9
定県第110号議案	事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	10
定県第111号議案	任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	15
定県第112号議案	収入証紙に関する条例の一部を改正する条例	16
定県第113号議案	神奈川県手数料条例の一部を改正する条例	19
定県第114号議案	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	29
定県第115号議案	保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	30
定県第116号議案	神奈川県総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例	31
定県第117号議案	宅地建物取引業法施行条例の一部を改正する条例	32
定県第118号議案	港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例	34
定県第119号議案	神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例	36
定県第120号議案	神奈川県警察官に対する支給品及び貸与品に関する条例の一部を改正する条例	42
定県第121号議案	神奈川県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例	44
定県第122号議案	神奈川県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例	47
定県第123号議案	工事請負契約の締結について（元野庭高校雨水地下貯留施設設置工事）	57
定県第124号議案	工事請負契約の変更について（平塚保健福祉事務所秦野センター新築工事（建築－第1工区））	58
定県第125号議案	動産の取得について	59
定県第126号議案	指定管理者の指定について（真鶴港）	60
定県第127号議案	指定管理者の指定の変更について（総合リハビリテーションセンター）	61

番 号	件 名	ページ
定県第128号議案	訴訟の提起について	62
定県第129号議案	当せん金付証票の発売について	63
定県第130号議案	地方独立行政法人神奈川県立病院機構中期目標	64

# 神奈川県こども目線の施策推進条例

## 目次

### 前文

### 第1章 総則（第1条～第8条）

### 第2章 基本的施策

#### 第1節 こどもの意見表明（第9条）

#### 第2節 基本計画（第10条）

#### 第3節 こどもの権利擁護等（第11条～第15条）

#### 第4節 こども・子育て（第16条～第26条）

#### 第5節 推進体制等（第27条～第33条）

### 附則

神奈川県は、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対応するため、平成19年に神奈川県子ども・子育て支援推進条例を制定し、様々な子ども・子育て支援を推進してきた。

しかしながら、いじめ、虐待、貧困等のこどもが直面する問題は依然として減少しておらず、近年では、ヤングケアラー、医療的ケア児等に係る問題も新たに顕在化してきている。また、個人と地域社会及び他者との関わりが希薄になる中で、孤独・孤立の状態にあるこどもの問題、子育て家庭の孤立化等社会全体としての課題も浮き彫りになっている。さらに、これらの問題の中には、年齢によって切れ目が生じないよう、継続的な支援を行うことを必要とするものが多く存在している。

こうした状況の中、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとりたこども基本法が令和5年に施行された。同法においては、こどもの意見を国や地方公共団体の施策に反映させるための措置を講ずることが求められており、神奈川県においても、こどもに対するあらゆる差別を許さず、その権利及び意見を尊重し、その最善の利益を考慮して、こどもの目線に立った施策を推進していくことが必要である。

また、こどもが幸せに暮らすためには、こどもの幸せを追求するだけでなく、子育てに関わる全ての人々が喜びを感じることができる環境が重要である。このことに鑑み、子育ての不安や負担を軽減する施策を講ずるとともに、安心してこどもを生み、育てることができるよう、「ともに生きる社会かながわ憲章」の精神の下、社会全体でこどもの人権を尊重しながら、こどもを育むことができる環境を整備していくことが不可欠である。

このような認識の下、こども目線の施策を推進することによって、かけがえのない存在である全てのこどもに笑顔があふれ、誰もが幸せに暮らすことができるいのち輝く社会を実現するため、この条例を制定する。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約及びこども基本法（令和4年法律第77号）の趣旨を踏まえ、こども目線の施策の推進について、基本理念を定め、並びに県、こども・子育て支援機関等、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、こども目線の施策を推進するための基本となる事

項を定めることにより、こども目線の施策の推進を図り、もって誰もが自分らしく幸せに暮らすことができる社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こども目線の施策 こども一人一人の立場に立ちその望みと願いを尊重しながら、こどもが自分らしく幸せに暮らせるよう、こども、父母その他の保護者等を支援し、及び社会全体でこどもを育むことができる環境を整備するために実施するこどもに関する施策並びにこれと一体的に講ずべき施策をいう。
- (2) こども・子育て支援機関等 こども及び子育て家庭に対する支援、家庭生活と職業生活その他の社会生活の両立のための支援等を行う児童福祉施設、教育機関その他の関係機関及び民間の団体をいう。

(基本理念)

第3条 こども目線の施策の推進は、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- (1) 次に掲げる事項を考慮し、全てのこどもについて、その人権を尊重し、及び擁護すること。
  - ア 全てのこどもは、その生命が尊重され、成長することができること。
  - イ 全てのこどもは、国籍、性別、障害の有無及び程度等を問わず、いかなる差別も受けないこと。
  - ウ 全てのこどもは、自己の意見を表明することができ、及びその意見を適切に考慮されること。
  - エ 全てのこどもは、その最善の利益が優先して考慮されること。
- (2) 子育てをする父母その他の保護者等について、出産、子育て等の負担及び不安が軽減し、又は解消され、喜びを実感することができること。
- (3) 社会全体で連携し、及び協力することにより、こどもを支え、及び育てる必要があること。
- (4) 個人の価値観及び家庭その他の場における生活を尊重すること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、こども・子育て支援機関等、事業者及び県民（以下「県民等」という。）と連携し、総合的かつ計画的なこども目線の施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、県民等の自主的かつ積極的なこども目線の施策に関する取組を促進するため、この条例の趣旨及び内容並びに県が実施するこども目線の施策について、県民等が関心と理解を深めることができるよう、啓発活動及び情報提供その他必要な支援を行うよう努めるものとする。
- 3 県は、こども目線の施策について、県民等に意見を求め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市町村との連携等)

第5条 県は、こども目線の施策の策定及び実施に当たっては、市町村と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

- 2 県は、市町村がこども目線の施策を策定し、又は実施しようとするときは、情報提供、助言、広域的な見地からの必要な調整その他必要な支援を行うものとする。

(こども・子育て支援機関等の責務)

第6条 こども・子育て支援機関等は、基本理念にのっとり、専門的な知識及び経験を生かし、他の

こども・子育て支援機関等及び医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関と有機的に連携し、こども及び子育て家庭に対する支援、家庭生活と職業生活その他の社会生活の両立のための支援等を行うよう努めるとともに、県が実施するこども目線の施策に協力するよう努めるものとする。

2 こども・子育て支援機関等は、他のこども・子育て支援機関等の機能及び制度等について把握するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、こども目線の施策の重要性についての理解を深め、及び県が実施するこども目線の施策に協力するよう努めるとともに、こどもを生む従業員及びこどもを育てる従業員が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう、雇用環境の整備に努めるものとする。

(県民の責務)

第8条 県民は、基本理念にのっとり、こども目線の施策の重要性についての関心と理解を深めるとともに、県が実施するこども目線の施策に協力するよう努めるものとする。

## 第2章 基本的施策

### 第1節 こどもの意見表明

第9条 県は、こどもが社会の一員として意見を表明する機会及び社会的活動に参画する機会を確保するとともに、その意見を施策に適切に反映させ、及びその結果を当該こどもに伝えられるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、こどもが主体的に政策の立案に参加することができる取組を実施するものとする。

### 第2節 基本計画

第10条 知事は、こども目線の施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、こども目線の施策の推進に関する基本的な計画（次項において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 知事は、毎年、基本計画の実施状況を明らかにした報告書を作成し、及び公表するものとする。

### 第3節 こどもの権利擁護等

(生命の尊厳、安全な生活等のための教育の充実)

第11条 県は、生命の尊厳、こどもの人権尊重の重要性及び子育ての意義についてこどもの関心と理解を深めるための教育並びにこども自身が安全な生活及び心身の健康を確保していくための教育の充実に取り組むものとする。

(いじめの防止等)

第12条 県は、全ての児童等（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条第3項に規定する児童等をいう。）が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめ（同条第1項に規定するいじめをいう。以下この条において同じ。）が行われなくなるよう必要な措置を講ずるとともに、いじめの問題に関する社会全体の理解を深めるための啓発活動を行うものとする。

(児童虐待の防止等)

第13条 県は、市町村、地域住民及び関係機関と連携し、児童虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待をいう。以下この条において同じ。）の予防及び早期発見のため、相談対応その他必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、市町村及び関係機関と連携し、児童虐待を受けた児童（児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童をいう。以下この条において同じ。）が児童虐待を受けることなく、健やかに成長することができる良好な環境が整うよう、当該児童に対する支援並びにその保護者に対する支援及び必要な指導を行うとともに、児童の健全な成長のために、家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。以下この条において同じ。）及び地域社会の連帯が求められていることについて、啓発活動を行うものとする。

3 県は、児童虐待を受けた児童が、家庭で生活し、及び将来社会的に自立した生活を営むことができるよう、市町村及び関係機関が実施する居住環境の整備その他の児童の生活に関わる環境の整備が円滑になされるよう協力するものとする。

（社会的養護を必要とするこどもの福祉の充実等）

第14条 県は、社会的養護を必要とするこどもの福祉の充実と社会的な自立を支援するため、児童養護施設、里親その他の家庭に代わってこどもを養育するものの役割に対する理解の促進、専門的な人材育成の支援その他必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第1項第1号に規定する措置解除者等又はこれに類する者であるこどもに対し、円滑な社会的な自立のために必要な措置を講ずるものとする。

（要保護児童対策地域協議会に対する支援等）

第15条 県は、市町村が設置する児童福祉法第25条の2第1項の要保護児童対策地域協議会（以下この条において「協議会」という。）の運営が円滑に行われるよう、協議会に対し、情報収集、進行管理等に関する助言、研修その他必要な支援を行うとともに、協議会を積極的に活用するものとする。

#### 第4節 こども・子育て

（こどもの社会的な自立のための支援）

第16条 県は、こどもの将来の社会的な自立に資するよう、就労等の社会参加に必要な能力及び技術の習得の支援、社会参加につながる機会の提供その他必要な支援を行うものとする。

（こどもの居場所づくり）

第17条 県は、こどもが他のこども、地域住民等とともに安全に安心して過ごせる居場所（以下この条において「こどもの居場所」という。）を確保するための環境の整備に努めるとともに、こどもがこどもの居場所を利用することができるよう情報提供その他必要な支援を行うものとする。

2 県は、県民等がこどもの居場所を設けることができるよう、環境の整備に努め、及び必要な支援を行うものとする。

（不登校のこどもに対する支援）

第18条 県は、不登校のこどもの将来の社会的な自立に資するよう、市町村及び関係機関と連携し、当該こどもの教育を受ける機会及び多様な体験をする機会を確保し、並びに当該こどもの状態に応じた居場所を提供するため、相談対応その他必要な支援を行うものとする。

（ひきこもり状態にあるこども等に対する支援）

第19条 県は、ひきこもり状態にあるこどもの社会的な自立に資するよう、市町村及び関係機関と連携し、当該こども及びその家族に対する相談対応、当該こどもの状態に応じた居場所の提供その他必要な支援を行うものとする。

（孤独・孤立の状態にあるこどもに対する支援）



第20条 県は、こどもが孤独・孤立の状態（孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）第1条に規定する孤独・孤立の状態をいう。以下この条において同じ。）となることを予防し、及び孤独・孤立の状態にあるこどもがその状態から脱却するための必要な支援を容易に受けることができるよう、国、県、市町村、こども・子育て支援機関等、事業者、地域住民等多様な主体の連携を促進するとともに、同法第1条に規定する孤独・孤立対策に関し、広く県民の関心を高めるための必要な啓発活動を行うものとする。

（貧困の状況にあるこどもに対する支援）

第21条 県は、こどもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にあるこどもに対する教育の支援、生活の安定に資するための支援その他必要な支援及び社会全体でこどもの貧困対策に取り組むための基盤づくりを行うものとする。

（ヤングケアラーに対する支援）

第22条 県は、ヤングケアラー（家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこどもをいう。以下この条において同じ。）に対し、ヤングケアラーの健やかな成長及び将来の社会的な自立に資するよう、相談対応その他必要な支援を行うものとする。

2 県は、ヤングケアラーがその置かれている状況について正しく理解し適切な支援を求めることができるよう、啓発活動その他必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、ヤングケアラーが身近な人に相談、助言その他の支援を求めることができるよう、ヤングケアラーを支えるための体制を整備するものとする。

4 県は、ヤングケアラーの早期発見のため、県、市町村及び県民等の間において、個人情報の保護に十分配慮しつつ、それぞれが実施したヤングケアラーへの支援に関する情報の共有を促進するものとする。

（医療的ケア児その他心身の機能の障害があるこども等に対する支援）

第23条 県は、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第2条第2項に規定する医療的ケア児その他心身の機能の障害があるこども（以下この条において「医療的ケア児等」という。）が健やかに成長することができ、並びに医療的ケア児等及びその家族が居住する地域で安心して暮らせるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（母子等に係る保健及び医療に係る取組に対する支援）

第24条 県は、こども及びその保護者、妊産婦等に対して、プレコンセプションケア（性別を問わず、性及び妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すことをいう。第3項において同じ。）、妊娠、出産等に関する相談対応、情報提供その他必要な支援を行うものとする。

2 県は、こどもを生むことを希望する者に対して、不妊及び不育に係る相談対応、情報提供その他必要な支援を行うものとする。

3 県は、保健指導、健康診査、産後ケア、プレコンセプションケアその他市町村が行う母子保健に関する事業が、妊娠前から出産後に至るまで切れ目なく実施されるよう支援するとともに、周産期医療、小児医療等を提供する体制の充実を図るものとする。

4 県は、低出生体重児（体重が2,500グラム未満で出生した乳児をいう。以下この条において同じ。）が健やかに成長することができ、並びに低出生体重児及びその家族が居住する地域で安心して暮らせるよう、市町村及び関係機関と連携し、啓発活動その他必要な措置を講ずるものとする。

（子育て家庭に対する支援）

第25条 県は、子どもを生む家庭及び育てる家庭に対して、子育ての負担及び不安の軽減又は解消を図るため、相談対応の実施、必要な知識及び情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(家庭生活と他の活動の両立のための措置)

第26条 県は、父母その他の保護者等が、相互の協力と社会の支援の下に、子どもを生み、育てる家庭生活と職業生活その他の社会生活との調和を図ることができるよう、子どもを生む者及び子どもを育てる者の雇用の継続を図るための制度の普及、保育等に係る体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

#### 第5節 推進体制等

(推進体制の整備)

第27条 県は、市町村及び県民等と連携し、及び協働して、子ども目線の施策の総合的、計画的かつ広域的な推進を図るための体制を整備するものとする。

(人材の確保、育成等)

第28条 県は、子ども・子育て支援機関等における人材(次項において「従事者」という。)の確保、育成及び技術の向上を図るため、情報提供、研修その他必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、従事者の職場への定着を促進するため、就労実態の把握、情報提供、助言その他の従事者の心身の健康の維持及び増進並びに処遇の改善に資するための措置を講ずるものとする。

(子育て支援に取り組む事業者の認証)

第29条 知事は、事業者からの申請に基づき、子育てを行う従業員に対する支援に関して知事が定める基準を満たす事業者について、優れた子育て支援に取り組む事業者である旨の認証を行うことができる。

2 前項の規定により認証を受けた事業者は、同項の申請に係る事項に変更があったときは、遅滞なく、当該変更に係る事項を知事に届け出なければならない。

3 知事は、第1項の規定により認証を受けた事業者が同項に規定する基準を満たさなくなったときは、同項の認証を取り消すことができる。

4 前3項に規定するもののほか、第1項に規定する認証等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(表彰)

第30条 県は、子ども目線の施策の推進に寄与したものの表彰に努めるものとする。

(かながわ子ども・子育て支援月間)

第31条 県は、子ども目線の施策に係る支援を推進するため、少なくとも毎年度1回、かながわ子ども・子育て支援月間を設ける。

2 かながわ子ども・子育て支援月間は、通算して1月以上とするものとする。

3 県は、かながわ子ども・子育て支援月間には、その趣旨にふさわしい活動を実施するものとする。

(調査研究)

第32条 県は、子ども目線の施策の効果的な実施を図るために必要な調査研究を行うものとする。

(財政上の措置)

第33条 県は、子ども目線の施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(神奈川県子ども・子育て支援推進条例の廃止)

2 神奈川県子ども・子育て支援推進条例（平成19年神奈川県条例第6号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に旧条例第16条第1項の認証を受けている事業者は、第29条第1項の認証を受けている事業者とみなす。

(検討)

4 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

令和6年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

こども基本法の趣旨等を踏まえ、こども目線の施策を推進するため、県、事業者及び県民の責務等に関し、所要の定めをしたいので提案するものであります。

## 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる 寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等 を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年神奈川県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人横浜日独協会の項、特定非営利活動法人WE21ジャパン厚木の項及び特定非営利活動法人地域福祉を考える会の項を削り、同表特定非営利活動法人WE21ジャパンよこすかの項中「横須賀市根岸町三丁目15番12号長谷川ビル102号」を「横須賀市根岸町三丁目15番12号谷ビル102号」に改め、同表に次のように加える。

特定非営利活動法人地域健康プラン	山形県山形市七日町二丁目7-23 とんがりビル3階	令和6年1月1日から 令和11年12月31日まで
特定非営利活動法人WE21ジャパン厚木	厚木市中町三丁目18番5号	令和7年1月1日から 令和11年12月31日まで
特定非営利活動法人横浜日独協会	横浜市栄区小菅ケ谷一丁目2番1号地球市民かながわプラザNPOなどのための事務室内	令和7年1月1日から 令和11年12月31日まで
特定非営利活動法人地域福祉を考える会	伊勢原市田中256番地の1-301	令和7年1月1日から 令和11年12月31日まで

### 附 則

- この条例は、令和7年1月1日から施行する。ただし、別表特定非営利活動法人WE21ジャパンよこすかの項の改正規定及び同表に次のように加える改正規定（特定非営利活動法人地域健康プランの項に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 改正前の別表特定非営利活動法人横浜日独協会の項、特定非営利活動法人WE21ジャパン厚木の項及び特定非営利活動法人地域福祉を考える会の項の規定は、この条例の施行の日前にこれらの項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

令和6年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定等するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 神奈川県条例等の公布に関する条例の 一部を改正する条例

神奈川県条例等の公布に関する条例（昭和25年神奈川県条例第39号）の一部を次のように改正する。  
第3条の前の見出し及び同条を削る。

第4条に見出しとして「(規則等の公布)」を付し、同条中「第1条及び第2条」を「前2条」に改め、同条第1号中「(知事を除く。)」を削り、同条を第3条とする。

附 則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。

令和6年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

神奈川県規則の公布に関し、知事の署名を廃止するため、所要の改正をしたいので提案するものがあります。

## 事務処理の特例に関する条例の一部を 改正する条例

第1条 事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表1の6の項(8)中「位置」を「位置等」に改め、同項(9)中「工事等」を「工事」に改め、同項中(72)を(75)とし、(61)から(71)までを3ずつ繰り下げ、(60)を(61)とし、その次に次のように加える。

(62) 法第39条の21第1項後段の規定により、変更の工事又は製造の方法の変更の届出を受理すること。

(63) 法第39条の23後段の規定により、危害予防規程の提出を求めること。

別表1の6の項中(59)を(60)とし、(24)から(58)までを1ずつ繰り下げ、同項(23)中「第20条の4第1項」を「第20条の4」に改め、同項中(23)を(24)とし、(22)を(23)とし、(21)の次に次のように加える。

(22) 法第20条第3項第1号の規定により、高压ガスの製造のための施設等が技術上の基準に適合していると認められた旨の届出を受理すること。

別表1の6の項中「相模原市」を「横浜市、川崎市及び相模原市」に改め、同表16の6の項(1)中「(同条第2項第1号ロ又は第2号ロに規定する土地が同条第5項第6号イ又はロに掲げる土地のいずれかに該当する場合に係るものを除く。)」を削り、同項中「山北町」を「横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、厚木市、海老名市、座間市、綾瀬市、大磯町、大井町、松田町及び山北町（横浜市にあっては左欄(1)に掲げる事務のうち法第18条第2項第1号ロ又は第2号ロに規定する土地が同条第5項第6号ロに掲げる土地に該当する場合に係るものを除き、川崎市にあっては左欄(1)に掲げる事務のうち同条第2項第1号ロ又は第2号ロに規定する土地が同条第5項第6号イに掲げる土地（同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地及びその農地と併せて採草放牧地について農地法第3条第1項本文に掲げる権利（以下この項において「権利」という。）を取得する場合（農地法施行令（以下この項において「政令」という。）第4条第1項第2号へ(1)から(5)までに規定する法律に定めるところに従って権利を取得する場合で同号へ(1)から(5)までに規定する法律の区分に応じ、それぞれ同号へ(1)から(5)までに掲げるものに該当するものを除く。）に限る。）又は法第18条第5項第6号ロに掲げる土地に該当する場合に係るものを除き、相模原市にあっては左欄(1)に掲げる事務のうち同条第2項第1号ロ又は第2号ロに規定する土地が同条第5項第6号イに掲げる土地（同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地及びその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合（政令第4条第1項第2号へ(1)から(5)までに規定する法律に定めるところに従って権利を取得する場合で同号へ(1)から(5)までに規定する法律の区分に応じ、それぞれ同号へ(1)から(5)までに掲げるものに該当するものを除く。）に限る。）に該当する場合に係るものを除き、横須賀市にあっては左欄(1)に掲げる事務のうち法第18条第2項第1号ロ又は第2号ロに規定する土地が同条第5項第6号イに掲げる土地（同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地及びその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合（政令第4条第1項第2号へ(1)から(4)までに規定する法律に定めるところに従って権利を取得する場合で同号へ(1)から(4)までに規定する法律の区分に応じ、それぞれ同号へ(1)から(4)までに掲

げるものに該当するものを除く。)に限る。)又は法第18条第5項第6号ロに掲げる土地に該当する場合に係るものを除き、平塚市、鎌倉市、藤沢市、厚木市、海老名市、座間市、綾瀬市、大磯町、大井町、松田町及び山北町にあっては左欄(1)に掲げる事務のうち同条第2項第1号ロ又は第2号ロに規定する土地が同条第5項第6号イ又はロに掲げる土地に該当する場合に係るものを除く。)に改め、同表25の2の項(1)中「化学物質管理目標等」を「第一種指定化学物質の取扱量等」に改め、同項(2)を削り、同項(3)中「第42条第3項」を「第42条第2項」に改め、同項中(3)を(2)とし、同項(4)中「第42条第5項」を「第42条第4項」に改め、同項中(4)を(3)とし、その次に次のように加える。

(4) 条例第42条の4第2項の規定により、化学物質管理計画書を受理すること。

別表25の2の項(10)中「(9)まで」を「(10)まで」に改め、同項中(10)を(11)とし、同項(9)中「(4)まで及び(6)から(8)まで」を「(5)まで及び(7)から(9)まで」に改め、同項中(9)を(10)とし、同項(8)中「(6)」を「(7)」に改め、同項中(8)を(9)とし、同項(7)中「(6)」を「(7)」に改め、同項中(7)を(8)とし、同項(6)中「及び第2項」を「並びに第42条の4第1項及び第2項」に改め、同項中(6)を(7)とし、同項(5)中「(4)まで及び(6)から(8)まで」を「(5)まで及び(7)から(9)まで」に改め、同項中(5)を(6)とし、その前に次のように加える。

(5) 条例第42条の4第3項の規定により、事業者に対し、助言その他の支援を行うこと。

別表96の項に次のように加える。

(9) (1)から(7)までに掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの

別表96の項中「茅ヶ崎市」の次に「(左欄(9)に掲げる事務にあっては、川崎市を除く。)」を加え、同表135の項の次に次のように加える。

135の2 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。)並びに法及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号。以下この項において「省令」という。)の施行のための規則に基づく次の事務

(1) 法第12条第1項の規定により、宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事を許可すること。

(2) 法第12条第4項(法第16条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、工事主の氏名等を公表するとともに、関係市町村長に通知すること。

(3) 法第14条第2項(法第16条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、許可証を交付し、及び文書をもって不許可の旨を通知すること。

(4) 法第15条第1項(法第16条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事について協議を行うこと。

(5) 法第16条第1項の規定により、宅地造成等に関する工事の計画の変更を許可すること。

(6) 法第16条第2項の規定により、宅地造成等に関する工事の計画の軽微な変更の届出を受理すること。

鎌倉市、藤沢市及び小田原市(鎌倉市にあっては左欄(1)から(7)までに掲げる事務のうち土石の堆積に係るものを除き、藤沢市及び小田原市にあっては左欄(9)から(11)までに掲げる事務のうち法第15条第2項の規定により法第12条第1項の許可を受けたものとみなされる宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係るものに限る。)

- (7) 法第17条第1項の規定により、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を検査すること。
- (8) 法第17条第2項の規定により、検査済証を交付すること。
- (9) 法第18条第1項の規定により、特定工程に係る工事を検査すること。
- (10) 法第18条第2項の規定により、中間検査合格証を交付すること。
- (11) 法第19条第1項の規定により、宅地造成等に関する工事の実施の状況等の報告を受理すること。
- (12) 法第20条第1項の規定により、法第12条第1項又は第16条第1項の許可を取り消すこと。
- (13) 法第20条第2項の規定により、工事の施行の停止を命じ、及び宅地造成等に伴う災害防止措置をとることを命ずること。
- (14) 法第20条第3項の規定により、土地の使用を禁止し、及び制限し、並びに災害防止措置をとることを命ずること。
- (15) 法第20条第4項の規定により、弁明の機会の付与を行わないで、工事の施行の停止を命ずること。
- (16) 法第20条第5項（法第23条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、自ら災害防止措置の全部又は一部を講ずること。
- (17) 法第20条第6項（法第23条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、災害防止措置に要した費用について、工事主等又は土地所有者等に負担させること。
- (18) 法第21条第1項の規定により、宅地造成等工事規制区域の指定の際既に行われている宅地造成等に関する工事についての届出を受理すること。
- (19) 法第21条第2項の規定により、工事主の氏名等を公表するとともに、関係市町村長に通知すること。
- (20) 法第21条第3項の規定により、宅地造成等工事規制区域内における擁壁等に関する工事等の届出を受理すること。
- (21) 法第21条第4項の規定により、宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した旨の届出を受理すること。
- (22) 法第22条第2項の規定により、宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告すること。
- (23) 法第23条第1項の規定により、土地所有者等に対して、擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事を行うことを命ずること。
- (24) 法第23条第2項の規定により、土地所有者等以外の者に対して、擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事の全部又は一部を行うことを命ずること。
- (25) 法第24条第1項の規定により、職員に、土地に立ち入り、宅地造



<p>成等に関する工事の状況を検査させること。</p> <p>(26) 法第25条の規定により、宅地造成等工事規制区域内の土地及び当該土地において行われている工事の状況について報告を求めること。</p> <p>(27) (1)から(26)までに掲げるもののほか法及び省令の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</p>	
<p>135の3 宅地造成及び特定盛土等規制法（以下この項において「法」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（以下この項において「省令」という。）並びに法及び省令の施行のための規則に基づく次の事務</p> <p>(1) 法及び省令の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。</p> <p>(2) (1)に掲げるもののほか法及び省令の施行に係る事務のうち、規則に基づき知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付する事務で別に規則で定めるもの</p>	<p>茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、座間市、南足柄市、葉山町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町及び湯河原町</p>

別表136の項中「第2条第1項及び第2項」を「第2条第2項」に、「工事等の規制並びに同条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる造成宅地防災区域の指定の効力及び解除並びに造成宅地防災区域内における災害の防止のための措置」を「工事の規制」に改め、「昭和36年法律第191号。」を削り、(1)及び(2)を削り、(3)を(1)とし、(4)を(2)とし、その次に次のように加える。

(3) 法第12条第3項において準用する法第11条の規定により、宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事の変更について協議を行うこと。

別表136の項中(5)を(4)とし、(6)から(10)までを1ずつ繰り上げ、同項(11)中「及び第22条第3項」を削り、同項中(11)を(10)とし、(12)から(14)までを削り、(15)を(11)とし、(16)を(12)とし、(17)を(13)とし、同項(18)中「(法第23条において準用する場合を含む。)」を削り、同項中(18)を(14)とし、同項(19)中「(法第23条において準用する場合を含む。)」を削り、同項中(19)を(15)とし、(20)から(23)までを削り、同項(24)中「(23)まで」を「(15)まで」に改め、同項中(24)を(16)とし、「藤沢市及び秦野市」を「及び藤沢市」に改め、同表137の項中「第2条第1項及び第2項」を「第2条第2項」に、「工事等の規制並びに同条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる造成宅地防災区域の指定の効力及び解除並びに造成宅地防災区域内における災害の防止のための措置」を「工事の規制」に改め、「昭和37年建設省令第3号。」を削る。

第2条 事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表1の6の項(21)中「第20条第3項」を「第20条第3項本文」に改め、同項(22)中「第20条第3項第1号」を「第20条第3項ただし書」に改め、同項(51)中「第35条第1項」を「第35条第1項本文」に改め、同項(52)中「第35条第1項第1号」を「第35条第1項ただし書」に改め、同項(60)及び(61)を削り、同項(62)中「第39条の21第1項後段」を「第39条の10第1項後段」に改め、同項中(62)を(60)とし、同項(63)中「第39条の23後段」を「第39条の12後段」に改め、同項中(63)を(61)とし、(64)から(75)までを2ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定及び附則第5項の規定は、

令和8年12月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際第1条の規定による改正後の事務処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）別表1の6の項の左欄に掲げる事務に係る高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の規定により知事がした処分その他の行為のうち、現にその効力を有するもので、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においては市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同法の適用については、当該市長のした処分その他の行為とみなす。
- 3 施行日前にされた高圧ガス保安法第5条第1項、第14条第1項、第16条第1項又は第19条第1項に規定する許可の申請で、この条例の施行の際申請に対する処分がされていないものに係るこれらの規定による事務については、新条例別表1の6の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 前項の申請に対して知事がした処分は、当該処分後における高圧ガス保安法の適用については、市長のした処分とみなす。
- 5 高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和4年法律第74号）附則第2条第2項及び附則第3条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第2条の規定による改正前の高圧ガス保安法第39条の11第1項及び第2項の規定による検査の記録の届出に係る事務については、第2条の規定による改正前の事務処理の特例に関する条例別表1の6の項の規定の例により、同項右欄に掲げる市町村が処理するものとする。
- 6 施行日前にされた農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項、第20条又は第21条第2項に規定する認可又は承認の申請に係る同法第18条第1項及び第7項、第20条並びに第21条第2項の規定による事務については、新条例別表16の6の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和6年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することに関し、対象事務の追加等をするため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 任期付職員の採用等に関する条例の一部 を改正する条例

任期付職員の採用等に関する条例（平成15年神奈川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項を削り、同条第4項中「第7条の3」を「第5条第3項から第8項まで、第7条の3」に改め、「学校職員給与条例」の次に「第5条第3項から第8項まで、」を、「には」の次に「、」を加え、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

### （提案理由）

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条の規定に基づく任期付職員の昇給に関し、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 収入証紙に関する条例の一部を改正する 条例

第1条 収入証紙に関する条例（昭和39年神奈川県条例第76号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「（一般旅券発給手数料を除く。）」を削り、同条に次の1号を加える。

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が特にやむを得ないと認めた使用料及び手数料

別表の2 手数料の表13の項中「大麻草採取栽培者免許申請手数料」を「第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料」に、「大麻草採取栽培者名簿登録事項変更手数料」を「第一種大麻草採取栽培者名簿登録事項変更手数料」に、「大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」を「第一種大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」に改め、同表31の項中

「運転経歴証明書再交付手数料」を「運転経歴証明書再交付手数料  
運転経歴情報記録手数料」に、  
「免許証更新手数料」を「特定免許情報記録手数料  
免許証等更新手数料」に改める。

第2条 収入証紙に関する条例の一部を次のように改正する。

別表の2 手数料の表を次のように改める。

名	称	根 拠 規 定
1	一般旅券発給手数料 一般旅券渡航先追加手数料	神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）第2条
2	狩猟免許申請手数料 狩猟免状再交付手数料 狩猟免許更新申請手数料 狩猟者登録手数料 狩猟者変更登録手数料 狩猟者登録証再交付手数料 狩猟者記章再交付手数料	神奈川県手数料条例第2条
3	販売従事登録申請手数料 販売従事登録証書換え交付手数料 販売従事登録証再交付手数料	神奈川県手数料条例第2条
4	と畜検査手数料	と畜場法施行条例（平成15年神奈川県条例第7号）第2条
5	不動産鑑定業者登録申請手数料 不動産鑑定業者登録更新申請手数料 不動産鑑定業者登録換え申請手数料 浄化槽工事業登録申請手数料 浄化槽工事業更新登録申請手数料	神奈川県手数料条例第2条

浄化槽工事業者登録簿謄本交付手数料 浄化槽工事業者登録簿閲覧手数料 小規模不動産特定共同事業登録申請手数料 小規模不動産特定共同事業登録更新申請手数料 解体工事業者登録申請手数料 解体工事業者登録更新申請手数料	
6 宅地建物取引業免許申請手数料 宅地建物取引業免許更新申請手数料 宅地建物取引業者名簿等閲覧手数料 宅地建物取引業者名簿等の写しの交付手数料	宅地建物取引業法施行条例(平成12年神奈川県条例第17号) 第2条
7 建設業許可申請手数料 建設業許可更新申請手数料 経営規模等評価手数料 総合評定値通知手数料 経営状況分析手数料 建設業許可申請書等閲覧手数料 建設業許可申請書等の写しの交付手数料 建設業許可証明書又は確認書の交付手数料 経営規模等評価申請書又は総合評定値通知申請書の提出済証明書交付手数料 経営規模等評価又は総合評定値の通知証明書交付手数料	建設業法施行条例(平成22年神奈川県条例第74号) 第2条
8 教育職員普通免許状授与等手数料 教育職員特別免許状授与手数料 教育職員臨時免許状授与等手数料 教育職員検定手数料 教育職員免許状書換え手数料 教育職員免許状再交付手数料 銃砲刀剣類登録申請手数料 銃砲刀剣類登録証再交付申請手数料 美術刀剣類製作承認申請手数料	神奈川県手数料条例第2条

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第1条中収入証紙に関する条例第2条の改正規定及び次項の規定 公布の日
  - (2) 第1条中収入証紙に関する条例別表の2 手数料の表13の項の改正規定及び附則第3項の規定 令和7年3月1日
  - (3) 第1条中収入証紙に関する条例別表の2 手数料の表31の項の改正規定 令和7年3月24日

(経過措置)

- 2 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例（令和6年神奈川県条例第 号。次項において「手数料条例改正条例」という。）附則第2項の規定により徴収する第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料は、前項第2号に掲げる規定の施行の日前においても、第1条の規定による改正後の収入証紙に関する条例別表の2 手数料の表13の項の規定の例により、証紙による収入の方法により徴収する。この場合において、同項中「神奈川県手数料条例第2条」とあるのは、「神奈川県手数料条例の一部を改正する条例（令和6年神奈川県条例第 号）附則第2項」とする。
- 3 手数料条例改正条例附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる手数料については、第1条の規定による改正後の収入証紙に関する条例別表の2 手数料の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 神奈川県警察運転免許センターにおいて処理する事務に係る第2条の規定による改正前の収入証紙に関する条例別表の2 手数料の表26の項に規定する運転適性検査手数料並びに31の項に規定する認知機能検査員講習手数料、運転経歴証明書交付手数料、運転経歴証明書再交付手数料、運転経歴情報記録手数料、運転免許試験手数料、検査手数料、再試験手数料、免許証交付手数料、免許証再交付手数料、特定免許情報記録手数料、免許証等更新手数料、経由手数料、認知機能検査手数料、運転技能検査手数料、審査手数料、技能検定員資格者証交付手数料、技能検定員審査手数料、教習指導員資格者証交付手数料、教習指導員審査手数料、国外運転免許証交付手数料、講習手数料及び通知手数料の徴収に係る収入の方法については、令和7年7月31日までの間は、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の日前に証紙による収入の方法により徴収した第2条の規定による改正前の収入証紙に関する条例別表の2 手数料の表に規定する手数料（同条の規定による改正後の収入証紙に関する条例別表の2 手数料の表に規定する手数料を除く。以下この項及び次項において「廃止手数料」という。）に係る証紙と知事が認めたものについては、令和8年3月31日までの間に限り、廃止手数料の納付のために使用することができる。
- 6 廃止手数料の納付のために販売された証紙と知事が認めたもの（消印されたもの又は著しく汚染し、若しくは損傷したものを除く。）は、令和8年3月31日までに申請したときに限り、県に返還して現金の還付を受けることができる。
- 7 前項の規定により還付を受ける者（収入証紙に関する条例第5条第1項に規定する販売者を除く。）については、同条例第7条第2項の規定は、適用しない。

令和6年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

収入証紙の利用を終了する手数料について、収入証紙以外の方法による徴収とするなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例

神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表の3 文化スポーツ観光局関係の表4の項中

「 2,000円 (旅券法第20条第2項の規定の適用 を受ける場合にあっては、4,000円) 」	を	「 (1) 旅券法第20条第2項の規定の適用 を受ける場合 4,300円 (電子情報処理組織（情報通信技術 を活用した行政の推進等に関する法 律（平成14年法律第151号）第6条 第1項に規定する電子情報処理組織 をいう。以下同じ。）を使用する方 法により発給の申請をする場合にあ っては、3,900円) (2) 旅券法第20条第2項の規定の適用 を受けない場合 2,300円 (電子情報処理組織を使用する方 法により発給の申請をする場合にあっ ては、1,900円) 」
--	---	--

改め、別表の6 健康医療局関係の表8の項中「大麻草採取栽培者の」を「第一種大麻草採取栽培者の」に、「大麻草採取栽培者免許申請手数料」を「第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料」に、「6,700円」を「2万2,400円」に改め、同表9の項中「大麻草採取栽培者名簿の」を「第一種大麻草採取栽培者名簿の」に、「大麻草採取栽培者名簿登録事項変更手数料」を「第一種大麻草採取栽培者名簿登録事項変更手数料」に改め、同表10の項中「大麻草採取栽培者の」を「第一種大麻草採取栽培者の」に、「大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」を「第一種大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」に改め、別表の8 県土整備局関係の表41の3の項(3)及び44の項(3)中「第18条第4項」を「第18条第5項」に改め、同表49の項(3)ア中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項」を「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第2項」に、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」を「同令」に改め、同項(3)エ中「ウに」を「エに」に改め、同項(3)エを同項(3)オとし、同項(3)ウ中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項」を「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号」に、「(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令)」を「(同令)」に改め、同項(3)ウを同項(3)エとし、同項(3)イ中「アに」を「ア及びイに」に改め、同項(3)中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請されたものに限る。） 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物  
5万1,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物  
8万6,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物  
15万円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物  
22万円

別表の8 県土整備局関係の表49の項(3)を同項(4)とし、同項(2)中「(1)」の次に「及び(2)」を加え、同項中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請されたものに限る。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅  
2万5,000円

イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅  
2万8,000円

別表の8 県土整備局関係の表50の項中「第15条第1項」を「(平成27年法律第53号)第14条第1項」に改め、同表51の項(1)ア(ア)中「1万円」を「1万5,000円」に改め、同項(1)ア(イ)中「1万8,000円」を「2万8,000円」に改め、同項(1)ア(ウ)中「2万8,000円」を「4万3,000円」に改め、同項(1)ア(エ)中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「3万6,000円」を「4万8,000円」に改め、同項(1)ア中(オ)を(カ)とし、(カ)から(コ)までを(カ)から(サ)までとし、(エ)の次に次のように加える。

(オ) 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内の建築物  
5万5,000円

別表の8 県土整備局関係の表51の項(3)中「第18条第4項」を「第18条第5項」に改め、同表52の項(3)オ中「49の項(3)」を「49の項(4)」に、「同項(3)」を「同項(4)」に改め、同項(3)オを同項(3)カとし、同項(3)エ中「ウに」を「エに」に改め、同項(3)中エをオとし、ウをエとし、同項(3)イ中「アに」を「ア及びイに」に改め、同項(3)中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 既に計画の認定を受けた住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請されたものに限る。） 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物  
2万5,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物  
4万3,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物



7万5,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物

11万円

別表の8 県土整備局関係の表52の項(3)を同項(4)とし、同項(2)中「(1)」の次に「及び(2)」を加え、同項中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請されたものに限る。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅

1万2,500円

イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅

1万4,000円

別表の8 県土整備局関係の表54の項中「第12条第1項又は第13条第2項」を「第11条第1項又は第12条第2項」に改め、同項(1)から(4)までを次のように改める。

(1) 一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請又は請求をされたものに限る。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅

1万7,000円

イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅

1万9,000円

(2) 一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請又は請求をされたものに限る。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅

2万5,000円

イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅

2万8,000円

(3) 一戸建ての住宅（(1)及び(2)に該当するものを除く。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅

3万4,000円

イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅

3万8,000円

(4) 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。）の場合 当該申請又は請求に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額

ア 住宅部分（共用部分の審査を要しない場合にあつては、共用部分を除く。以下この項、次項(2)ア及びウ、56の項(4)アからウまで、57の項(2)ア、59の項(4)アからウまで、60の項(2)ア及びウ並びに61の項(2)ア及びウにおいて同じ。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1

項第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請又は請求をされたものに限る。) 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 3万3,000円
- (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 5万7,000円
- (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 10万円
- (エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 16万円

イ 住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請又は請求をされたものに限る。) 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 5万1,000円
- (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 8万6,000円
- (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 15万円
- (エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 22万円

ウ 住宅部分（ア及びイに該当するものを除く。） 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 6万9,000円
- (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 12万円
- (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 20万円
- (エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 28万円

エ 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロの評価方法による申請又は請求をされたものに限る。）（オに掲げるものを除く。） 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 8万7,000円
- (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 11万円
- (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物

	15万円
(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物	
	24万円
(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物	
	31万円
(カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物	
	37万円
(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物	
	44万円
オ 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号口の評価方法による申請又は請求をされた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供するものに限る。） 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物	1万9,000円
(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物	2万6,000円
(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物	3万8,000円
(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物	9万5,000円
(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物	14万円
(カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物	18万円
(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物	22万円
カ 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号口以外の評価方法による申請又は請求をされたものに限る。）（キに掲げるものを除く。） 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物	23万円
(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物	29万円
(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物	37万円
(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物	53万円
(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物	65万円

(カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物	77万円
(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物	87万円
キ 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号口以外の評価方法による申請又は請求をされた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供するものに限る。） 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物	2万3,000円
(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物	3万1,000円
(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物	4万3,000円
(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物	10万円
(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物	15万円
(カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物	19万円
(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物	23万円

別表の8 県土整備局関係の表55の項中「第12条第2項又は第13条第3項」を「第11条第2項又は第12条第3項」に改め、「当該申請又は請求に係る建築物の非住宅部分について、次に掲げる非住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額」を削り、同項(1)中「既に」を「一戸建ての住宅のうち、既に」に、「非住宅部分」を「住宅部分」に、「前項」を「前項(1)、(2)又は(3)」に改め、同項(2)を次のように改める。

(2) 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。）の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額

ア 住宅部分（既に建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた住宅部分（変更し、又は削る部分を含む。)) 前項(4)ア、イ又はウの規定の例により算定した金額の2分の1の額

イ 非住宅部分（既に建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた非住宅部分（変更し、又は削る部分を含む。)) 前項(4)エ、オ、カ又はキの規定の例により算定した金額の2分の1の額

ウ 新たに追加する住宅部分又は非住宅部分 前項の規定の例により算定した金額（この場合において、同項中「床面積」とあるのは、「追加する床面積」とする。）

別表の8 県土整備局関係の表56の項中「第34条第1項」を「第29条第1項」に改め、同項(4)中「第34条第3項」を「第29条第3項」に改め、同項(4)ア及びイ中「又は(3)」を「(3)又は(4)」に改め、同項(4)ウ中「第35条第1項第4号」を「第30条第1項第4号」に改め、同項(4)を同項(5)とし、同項(3)ア中「(共用部分の審査を要しない場合にあつては、共用部分を除く。以下この項、次項及び59の項から62の項までにおいて同じ。)」を削り、同項(3)エ中「ウに」を「エに」に改め、同項(3)中エをオとし、

ウをエとし、同項(3)イ中「アに」を「ア及びイに」に改め、同項(3)中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請されたものに限る。） 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物  
5万1,000円
- (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物  
8万6,000円
- (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物  
15万円
- (エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物  
22万円

別表の8 県土整備局関係の表56の項(3)を同項(4)とし、同項(2)中「(1)」の次に「及び(2)」を加え、同項中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請されたものに限る。） の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅  
2万5,000円
- イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅  
2万8,000円

別表の8 県土整備局関係の表57の項中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第35条第1項第1号から第3号まで」を「第30条第1項第1号から第3号まで」に改め、同項(3)ウ中「第35条第1項第4号」を「第30条第1項第4号」に改め、同表58の項中「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に、「第34条第1項又は第36条第1項」を「第29条第1項又は第31条第1項」に改め、同項(1)ア(ア)中「1万円」を「1万5,000円」に改め、同項(1)ア(イ)中「1万8,000円」を「2万8,000円」に改め、同項(1)ア(ウ)中「2万8,000円」を「4万3,000円」に改め、同項(1)ア(エ)中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「3万6,000円」を「4万8,000円」に改め、同項ア中(サ)を(シ)とし、(カ)から(コ)までを(カ)から(サ)までとし、(エ)の次に次のように加える。

- (オ) 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内の建築物  
5万5,000円

別表の8 県土整備局関係の表58の項(3)中「第18条第4項」を「第18条第5項」に改め、同表59の項中「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、同項(4)ア及びイ中「又は(3)」を「、(3)又は(4)」に改め、同項(4)ウ中「第35条第1項第4号」を「第30条第1項第4号」に改め、同項(4)エ中「又は(3)」を「、(3)又は(4)」に改め、同項(4)オ中「第35条第1項第4号」を「第30条第1項第4号」に改め、同項(4)を同項(5)とし、同項(3)オ中「56の項(3)」を「56の項(4)」に、「同項(3)」を「同項(4)」に改め、同項(3)オを同項(3)カとし、同項(3)エ中「ウに」を「エに」に改め、同項(3)中エをオとし、ウをエとし、同項(3)イ中「アに」を「ア及びイに」に改め、同項(3)中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 既に計画の認定を受けた住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請されたものに限る。） 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物  
2万5,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物  
4万3,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物  
7万5,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物  
11万円

別表の8 県土整備局関係の表59の項(3)を同項(4)とし、同項(2)中「(1)」の次に「及び(2)」を加え、同項中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請されたものに限る。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅  
1万2,500円

イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅  
1万4,000円

別表の8 県土整備局関係の表60の項中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第35条第1項第1号から第3号まで」を「第30条第1項第1号から第3号まで」に改め、同項(3)イ中「又は(3)」を「、(3)又は(4)」に改め、同項(3)ウ中「第35条第1項第4号」を「第30条第1項第4号」に改め、同項(3)エ中「又は(3)」を「、(3)又は(4)」に改め、同項(3)オ中「第35条第1項第4号」を「第30条第1項第4号」に改め、同表61の項及び62の項を削り、同表63の項中「第11条」を「第13条」に改め、「当該証明に係る建築物の非住宅部分について、次に掲げる非住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額」を削り、同項(1)中「既に」を「一戸建ての住宅のうち、既に」に、「非住宅部分」を「住宅部分」に、「54の項」を「54の項(1)、(2)又は(3)」に、「同項」を「同項(1)及び(2)」に改め、同項(2)を次のように改める。

(2) 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。）の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額

ア 住宅部分（既に建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた住宅部分（変更し、又は削る部分を含む。)) 54の項(4)ア、イ又はウの規定の例により算定した金額の2分の1の額（この場合において、同項(4)ア及びイ中「申請又は請求をされた」とあるのは、「建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた」とする。）

イ 非住宅部分（既に建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた非住宅部分（変更し、又は削る部分を含む。)) 54の項(4)エ、オ、カ又はキの規定の例により算定した金額の2分の1の額（この場合において、同項(4)エからキまでの規定中「申請又は請求をされた」とあるのは、「建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた」とする。）

ウ 新たに追加する住宅部分又は非住宅部分 54の項の規定の例により算定した金額（この場合において、同項中「申請又は請求をされた」とあるのは「建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた」と、「床面積」とあるのは「追加する床面積」とする。）

別表の8 県土整備局関係の表中63の項を61の項とし、64の項を62の項とし、65の項を63の項とし、同表66の項中「64の項」を「62の項」に改め、同項を同表64の項とする。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表の8 県土整備局関係の表41の3の項(3)、44の項(3)、51の項(3)及び58の項(3)の改正規定並びに次項の規定 公布の日

(2) 別表の6 健康医療局関係の表8の項から10の項までの改正規定及び附則第3項の規定 令和7年3月1日

(3) 別表の3 文化スポーツ観光局関係の表4の項の改正規定及び附則第4項の規定 令和7年3月24日

（経過措置）

2 知事は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）附則第7条の規定に基づく同法第2条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第5条第1項の規定の例による第一種大麻草採取栽培者の免許の申請があったときは、前項第2号に掲げる規定の施行の日前においても、改正後の別表6 健康医療局関係の表8の項の規定の例により第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料を徴収する。この場合において、同項中「大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第5条第1項の規定に基づく」とあるのは、「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）附則第7条の規定に基づく同法第2条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第5条第1項の規定の例による」とする。

3 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律附則第4条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第2条の規定による改正前の大麻草の栽培の規制に関する法律第6条第3項の規定に基づく大麻草採取栽培者名簿の登録事項の変更及び同法第7条第3項の規定に基づく大麻草採取栽培者の免許証の再交付に係る手数料については、なお従前の例による。

4 附則第1項第3号に掲げる規定の施行の際現に申請書の受理をしているものに係る手数料（改正後の別表の3 文化スポーツ観光局関係の表4の項に掲げるものに限る。）については、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際現に申請書等の受理をしているものに係る手数料（改正後の別表の8 県土整備局関係の表49の項、51の項、52の項、54の項から56の項まで及び58の項から61の項までに掲げるものに限る。）については、なお従前の例による。

令和6年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

旅券法施行令の一部改正に伴い、一般旅券発給手数料の額を改定するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。



## 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第16条中「乳児院」の次に「、母子生活支援施設」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する府令の施行に伴い、所要の改正をしたので提案するものであります。

## 保護施設等の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例

保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第18条に次の1項を加える。

6 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

第23条第1項中「更生計画」を「個別支援計画」に改め、同条第2項中「第2項」の次に「及び第6項」を加える。

第24条第1項中「更生計画」を「個別支援計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 神奈川県総合リハビリテーションセンター 条例の一部を改正する条例

神奈川県総合リハビリテーションセンター条例（平成16年神奈川県条例第52号）の一部を次のように改正する。

別表第1第3条第4号に掲げる業務の項非紹介患者の初診の項中

「 1 件につき 1,630 円を超えない 範囲内で知事が定める額 」	を	「 医師による場合 1 件につき 7,700 円 歯科医師による場合 1 件につき 5,500 円 」	に
--	---	--	---

改め、同項の次に次のように加える。

紹介済患者の再診（厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第2条第5号に規定する再診をいう。）	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">医師による場合 1 件につき</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">3,300 円</td> </tr> <tr> <td>歯科医師による場合 1 件につき</td> <td style="text-align: right;">2,090 円</td> </tr> </table>	医師による場合 1 件につき	3,300 円	歯科医師による場合 1 件につき	2,090 円
医師による場合 1 件につき	3,300 円				
歯科医師による場合 1 件につき	2,090 円				

### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和6年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

### （提案理由）

神奈川リハビリテーション病院を紹介受診重点医療機関に位置付けることに伴い、利用料金の改定を行うため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 宅地建物取引業法施行条例の一部を改正 する条例

宅地建物取引業法施行条例（平成12年神奈川県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに免許の申請及び法第9条の届出に係る書類」を「及び特定書類」に改める。

別表1の項及び2の項を次のように改める。

1 法第3条第1項の規定に基づく宅地建物取引業の免許の申請に対する審査	宅地建物取引業免許申請手数料	3万3,000円 （当該申請を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う場合における当該申請に係る審査にあつては、2万6,500円）
2 法第3条第3項の規定に基づく宅地建物取引業の免許の更新の申請に対する審査	宅地建物取引業免許更新申請手数料	3万3,000円 （当該申請を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う場合における当該申請に係る審査に

	あつては、2万 6,500円)
--	--------------------

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に申請を受理しているものに係る手数料については、なお従前の例による。

令和6年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、電子申請における宅地建物取引業の免許申請手数料を新設するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 港湾の設置及び管理等に関する条例の一部 を改正する条例

港湾の設置及び管理等に関する条例（昭和39年神奈川県条例第93号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号イ中「南物揚場」の次に「、南二号物揚場」を加える。

別表第1の2 係留料の表湘南港の項南物揚場に係る項の次に次のように加える。

南二号物 揚場	6メートル以下のもの	9,670円	11,600円				
	6メートルを超え6.5メートル以下のもの	10,880円	13,050円				
	6.5メートルを超え7メートル以下のもの	12,090円	14,500円				
	7メートルを超え7.5メートル以下のもの	13,300円	15,960円				
	7.5メートルを超え8メートル以下のもの	14,510円	17,410円				
	8メートルを超え8.5メートル以下のもの	15,720円	18,860円				
	8.5メートルを超え9メートル以下のもの	16,930円	20,310円				
	9メートルを超え9.5メートル以下のもの	18,140円	21,760円				
	9.5メートルを超え10メートル以下のもの	19,350円	23,220円				
	10メートルを超えるもの	19,350円 に10メー トルを超 える0.5 メートル までごと に1,210 円を加算 した額	23,220円 に10メー トルを超 える0.5 メートル までごと に1,450 円を加算 した額				

別表第1の2 係留料の表中備考6を備考7とし、備考5を備考6とし、備考4の次に次のように加える。

- 5 利用の期間が1時間に満たない場合における湘南港の南二号物揚場の利用に係る係留料は、備考3の規定にかかわらず、1日の係留料の額に8分の1を乗じて得た額（そ

の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和6年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

湘南港の係留施設について、係留料を新設するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 神奈川県建築基準条例の一部を改正する 条例

神奈川県建築基準条例（昭和35年神奈川県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第13条中「ないもの」を「あるもの又は特定主要構造部が耐火構造であるもの以外のもの」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定の適用上一の建築物であつても建築物が火熱遮断壁等（政令第109条の8に規定する火熱遮断壁等をいう。以下同じ。）で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、同項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第20条に次の1項を加える。

5 第1項又は第2項の規定の適用上一の建築物であつても建築物が火熱遮断壁等で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、これらの規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第22条に次の1項を加える。

2 前項の規定の適用上一の建築物であつても建築物が火熱遮断壁等で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、同項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第24条第1項中「準耐火構造」の次に「とし、又は特定主要構造部を耐火構造」を加え、同条に次の1項を加える。

4 第1項の規定の適用上一の建築物であつても建築物が火熱遮断壁等で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、同項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第32条第2項、第33条第1項、第35条第4項及び第36条第2項中「主要構造部又は屋根を除く主要構造部」を「屋根を除く特定主要構造部」に改める。

第43条第4項中「主要構造部」を「特定主要構造部」に、「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和5年政令第280号）第2条の規定による改正前の政令（第51条の3において「旧政令」という。）第108条の3第1項第1号イ及びロ」を「第108条の4第1項第1号イ及びロ」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前項の規定の適用上一の建築物であつても建築物が火熱遮断壁等で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、同項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第49条中「とし」の次に「、特定主要構造部を耐火構造とし」を加える。

第50条第1項第1号中「又は」を「若しくは」に改め、「適合する構造」の次に「とし、又は特定主要構造部を耐火構造」を加える。



第51条の3第1項中「主要構造部が旧政令第108条の3第1項第1号又は第2号」を「特定主要構造部が政令第108条の4第1項第1号又は第2号」に、「第13条」を「第13条第1項」に、「第52条の2第2号」を「及び第52条の2第2号」に、「で主要構造部」を「で特定主要構造部」に改め、同条第2項中「主要構造部が旧政令第108条の3第1項第1号に該当する建築物（当該建築物の主要構造部）」を「特定主要構造部が政令第108条の4第1項第1号に該当する建築物（当該建築物の特定主要構造部）」に、「主要構造部が旧政令第108条の3第1項第2号に該当する建築物（当該建築物の主要構造部）」を「特定主要構造部が政令第108条の4第1項第2号に該当する建築物（当該建築物の特定主要構造部）」に、「第51条の2第1号」を「及び第51条の2第1号」に、「で主要構造部」を「で特定主要構造部」に改める。

第52条の20第2項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に、「第18条第19項」を「第18条第28項」に改める。

第54条第2項中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

第56条中第9項を第17項とし、第8項を第16項とし、同条第7項中「(法第3条第2項の規定により第52条の9又は第52条の10の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続きそれらの規定（それらの規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。次項において同じ。）」を削り、同項を同条第15項とし、同条第6項中「第11条」の次に「第15条、第23条第1項、第36条第4項第1号から第3号まで」を加え、同項を同条第14項とし、同条第5項を同条第12項とし、同項の次に次の1項を加える。

13 法第3条第2項の規定により、第13条第1項、第20条第1項若しくは第2項、第22条第1項、第24条第1項又は第43条第4項の規定の適用を受けない建築物であつて、当該建築物が火熱遮断壁等で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分（以下この項において「独立部分」という。）が2以上あるものについて増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この項において「増築等」という。）をする場合においては、当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対して、これらの規定は、適用しない。

第56条第4項を同条第11項とし、同条第3項中「(法第86条の9第1項において準用する場合を含む。第7項から第9項までにおいて同じ。）」を削り、同項を同条第8項とし、同項の次に次の2項を加える。

9 法第3条第2項の規定により、第11条、第16条又は第28条の2の規定の適用を受けない建築物に係る大規模の修繕又は大規模の模様替のうち、当該建築物における屋根又は外壁に係る大規模の修繕又は大規模の模様替であつて、当該建築物の避難の安全上支障とならないものについては、これらの規定は、適用しない。

10 法第3条第2項の規定により、第51条の2の規定の適用を受けない建築物に係る大規模の修繕又は大規模の模様替のうち、当該建築物における屋根又は外壁に係る全ての大規模の修繕又は大規模の模様替については、同条の規定は、適用しない。

第56条中第2項を第7項とし、第1項を第2項とし、同項の次に次の4項を加える。

3 法第3条第2項の規定により、第11条、第16条、第23条第2項、第28条、第28条の2、第33条、第34条、第36条第4項第5号、第39条、第43条第2項若しくは第3項又は第48条の規定の適用を受けない建築物に係る増築（居室の部分に係るものを除く。以下この項及び次項において同じ。）又は改築で増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が基準時における延べ面積の20分の1（50平方

メートルを超える場合にあつては、50平方メートル。次項及び第5項において同じ。)を超えず、かつ、当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分における避難の安全上支障とならないものについては、当該増築又は改築をする部分以外の部分に対して、これらの規定は、適用しない。

4 法第3条第2項の規定により、第16条の2、第19条、第29条第2項、第30条第1項第4号又は第35条第1項から第3項までの規定の適用を受けない建築物に係る増築又は改築で増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が基準時における延べ面積の20分の1を超えず、かつ、当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分における避難及び消火の安全上支障とならないものについては、当該増築又は改築をする部分以外の部分に対して、これらの規定は、適用しない。

5 法第3条第2項の規定により、第51条の2の規定の適用を受けない建築物に係る増築又は改築で増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が基準時における延べ面積の20分の1を超えず、かつ、当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分における延焼の危険性を増大させないものについては、当該増築又は改築をする部分以外の部分に対しては、同条の規定は、適用しない。

6 法第3条第2項の規定により、第13条第1項、第20条第1項若しくは第2項、第22条第1項、第24条第1項又は第43条第4項の規定の適用を受けない建築物に係る増築又は改築のうち、増築又は改築に係る部分がこれらの規定に適合するものであつて、かつ、火熱遮断壁等で区画されるものである場合においては、これらの規定は、適用しない。

第56条に第1項として次の1項を加える。

この条において「基準時」とは、法第3条第2項（法第86条の9第1項において準用する場合を含む。以下この項、第8項及び第15項から第17項までにおいて同じ。）の規定により第11条、第16条、第16条の2、第19条、第23条第2項、第28条、第28条の2、第29条第2項、第30条第1項第4号、第33条、第34条、第35条第1項から第3項まで、第36条第4項第5号、第39条、第43条第2項若しくは第3項、第48条、第51条の2、第52条の9又は第52条の10の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続きそれらの規定（それらの規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。

第57条の2中「第56条第2項」を「第56条第7項」に改める。

第59条第1項中「第11条から第13条まで」を「第11条、第12条、第13条第1項」に、「第19条から第23条まで」を「第19条、第20条第1項から第4項まで、第21条、第22条第1項、第23条」に改める。

別表1の項(1)ア中「1万円」を「1万5,000円」に改め、同項(1)イ中「1万8,000円」を「2万8,000円」に改め、同項(1)ウ中「2万8,000円」を「4万3,000円」に改め、同項(1)エ中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「3万6,000円」を「4万8,000円」に改め、同項(1)中サをシとし、オからコまでをカからサまでとし、エの次に次のように加える。

オ 床面積の合計が、300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 5万5,000円

別表2の項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、「基づく建築物に関する完了検査」の次に「(次項に該当する場合を除く。)」を加え、同項(1)ア中「1万6,000円」を「2万4,000円」に改め、同項(1)イ中「1万9,000円」を「3万円」に改め、同項(1)ウ中「2万5,000円」を「3万9,000円」に改め、同項(1)エ中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「3万4,000円」を「4万4,000円」に改め、同項(1)中サをシとし、オからコまでをカからサまでとし、エの次に次のように加える。

オ 床面積の合計が、300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 5万3,000円  
別表2の項(3)ア中「1万5,000円」を「2万3,000円」に改め、同項(3)イ中「1万8,000円」を「2万9,000円」に改め、同項(3)ウ中「2万4,000円」を「3万8,000円」に改め、同項(3)エ中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「3万1,000円」を「4万2,000円」に改め、同項(3)中サをシとし、オからコまでをカからサまでとし、エの次に次のように加える。

オ 床面積の合計が、300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 4万9,000円  
別表2の項の次に次のように加える。

<p>2の2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項若しくは第2項の規定により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない要確認特定建築行為又は同法第12条第2項若しくは第3項の規定により建築物エネルギー消費性能適合性判定を求めなければならない要通知特定建築行為に係る建築物に関する法第7条第1項又は第18条第20項の規定に基づく完了検査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能適合性判定対象建築物に関する完了検査申請等手数料</p>	<p>(1) 一戸建ての住宅の場合 前項の規定の例により算定した額に、1万4,000円を加えた額</p> <p>(2) 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。）の場合 前項の規定の例により算定した額に、次に掲げる建築物の部分（増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする部分）の床面積（内部に間仕切壁又は戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）を有しない階又はその一部であつて常時外気に開放された開口部を有するもののうち、当該開口部の面積の合計の割合が当該階又はその一部の床面積の20分の1以上である部分の床面積を除く。以下この項において同じ。）の区分に応じそれぞれ次に定める額を合算した額を加えた額</p> <p>ア 住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号）第1条第2項に規定する住宅部分をいう。）</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 2万1,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 3万5,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 6万7,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 10万円</p>
---	---	---

		<p>イ 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。）</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1万9,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 2万6,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 3万8,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 9万5,000円</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 14万円</p> <p>(カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 18万円</p> <p>(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの 22万円</p>
--	--	---

別表3の項中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改め、同項(1)ア中「1万5,000円」を「2万4,000円」に改め、同項(1)イ中「1万8,000円」を「2万8,000円」に改め、同項(1)ウ中「2万3,000円」を「3万7,000円」に改め、同項(1)エ中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「3万2,000円」を「4万2,000円」に改め、同項(1)中サをシとし、オからコまでをカからサまでとし、エの次に次のように加える。

オ 中間検査を行う部分の床面積の合計が、300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの  
5万円

別表4の項中「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」に改め、同表36の項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同表37の項中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改め、同表39の項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同表40の項中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第51条の3第1項の改正規定（「、第52条の2第2号」を「及び第52条の2第2号」に改める部分に限る。）、同条第2項の改正規定（「、第51条の2第1号」を「及び第51条の2第1号」に改める部分に限る。）、第52条の20第2項の改正規定、

別表2の項の改正規定（「第18条第16項」を「第18条第20項」に改める部分に限る。）、同表3の項の改正規定（「第18条第19項」を「第18条第28項」に改める部分に限る。）並びに同表4の項、36の項、37の項、39の項及び40の項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に申請書等を受理しているものに係る建築物に関する確認申請等手数料、建築物に関する完了検査申請等手数料及び建築物に関する中間検査申請等手数料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表2の2の項の規定は、この条例の施行の日以後に申請書等を受理したものから適用する。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和6年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

建築基準法の一部改正に伴い、建築物に関する確認申請等手数料の額を改定するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。



附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

神奈川県警察官に対して支給する被服の性別による区別を見直すなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 神奈川県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例

神奈川県迷惑行為防止条例（昭和38年神奈川県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「禁止」の次に「等」を加え、同条第1項第4号中「、又は」の次に「利用者となるよう」を加え、同項第5号を次のように改める。

- (5) 売春類似行為（対償を受け、又は受ける約束で、性別にかかわらず、不特定の相手方と性交類似行為をすることをいう。）をするため、客引きをし、若しくは客待ちをし、又は呼び掛け、若しくはビラその他の文書図画を配り、若しくは提示して客となるよう誘引をすること。

第9条第3項中「歓乐的雰囲気醸し出す方法で客をもてなして飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供」を「次に掲げる行為」に、「客と」を「客又は利用者と」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 歓乐的雰囲気を醸し出す方法で客をもてなして飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供
- (2) 深夜において専ら人の身体に接触して行う役務又はこれを仮装したものの提供
- (3) 人の性的好奇心をそそる行為を提供する営業又は歓乐的雰囲気を醸し出す方法で客をもてなして飲食をさせる営業に関する情報の提供

第9条に次の7項を加える。

- 5 何人も、公衆の通行の用に供する場所において、不特定の者に対し、次に掲げる営業について、客引き（第1項第7号に掲げる行為を除く。）をし、若しくは呼び掛け、若しくはビラその他の文書図画を配り、若しくは提示して客となるよう誘引をし、又はこれらの行為を行う目的でうろつき、とどまり、若しくはたむろしてはならない。

- (1) 飲食店営業（設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の許可を受けて営むものをいい、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第4項に規定する接待飲食等営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に該当するものを除く。）のうち、バー、酒場その他客に酒類を提供して営む営業（営業の常態として通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く。）
- (2) 個室を設けて当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる施設を提供して営む営業

- 6 警察官は、次の各号に掲げる行為が行われていると認めるときは、当該行為を行つている者に対し、それぞれ当該各号に掲げる行為の中止を命ずることができる。この場合において、当該命令の効力は、当該命令後最初の午前6時までとする。

- (1) 第3項の規定に違反する行為
- (2) 第4項の規定に違反する行為

- 7 公安委員会は、前項各号に掲げる行為が行われた場合において、当該行為を行つた者が更に反復してそれぞれ当該各号に掲げる行為を行うおそれがあると認めるときは、当該行為を行つた者に対



し、6月を超えない範囲内で期間を定めてそれぞれ当該各号に掲げる行為を防止するために必要な事項を命ずることができる。

8 公安委員会は、次に掲げる行為を業として行う者（以下「事業者」という。）又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該業に関し、第1項から第4項までの規定に違反する行為をしたときは、当該事業者に対し、当該違反行為の再発を防止するため必要な指示をすることができる。

(1) 人の性的好奇心をそそる見せ物、物品若しくは行為又はこれらを仮装したものの観覧、販売又は提供

(2) 歓楽的雰囲気醸し出す方法で客をもてなして飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供

(3) 深夜において専ら人の身体に接触して行う役務又はこれを仮装したものの提供

(4) 人の性的好奇心をそそる行為を提供する営業又は歓楽的雰囲気醸し出す方法で客をもてなして飲食をさせる営業に関する情報の提供

9 公安委員会は、事業者が前項の指示に従わなかったときは、当該事業者に対し、6月を超えない範囲内で期間を定めて当該事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

10 公安委員会は、第7項又は前項の規定による命令をしようとするときは、神奈川県行政手続条例（平成7年神奈川県条例第1号）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

11 前項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。ただし、当事者の申立てがあつたときは、公開しないことができる。

第15条第5項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次のように加える。

(1) 第9条第6項第1号の行為に対する同項の規定による命令に違反した者

第15条中第5項を第6項とし、第2項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条第7項の規定による命令に違反した者

(2) 第9条第9項の規定による命令に違反した者

第15条に次の1項を加える。

7 第9条第6項第2号の行為に対する同項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

第16条第2項中「前条第2項」を「前条第3項」に改め、同条第3項中「前条第3項」を「前条第4項」に改め、同条第4項中「前条第4項」を「前条第5項」に改める。

第17条中「第15条第3項又は第4項第6号若しくは第7号」を「第15条第2項第1号、第4項、第5項第6号若しくは第7号、第6項第1号又は第7項」に改める。

#### 附 則

1 この条例は、令和7年5月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和6年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

社会情勢の変化に伴い顕在化した新たな迷惑行為に対応するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 神奈川県道路交通法関係手数料条例の 一部を改正する条例

神奈川県道路交通法関係手数料条例（平成12年神奈川県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1の4の2の項中「1,450円」を「1,400円」に、「1,200円」を「1,150円」に改め、同表5の項中「第104条の4第6項（法第105条第2項において準用する場合を含む。）」を「第105条の2第2項」に、「1,100円」を「1,150円」に改め、同表5の2の項中「第30条の13第1項」を「第30条の11第1項」に、「1,100円」を「1,150円」に改め、同表6の項を次のように改める。

6 法第105条の2第4項の規定による運転経歴情報の記録を受けようとする者	運転経歴情報記録 手数料	900円  （法第105条の2第2項の規定による運転経歴証明書の交付又は道路交通法施行規則第30条の11第1項の規定による運転経歴証明書の再交付と同時に記録を受けるときは、100円）
---------------------------------------	-----------------	---

別表第1の7の項中「1,550円」を「1,650円」に、「1,900円」を「1,950円」に、「免許証」を「免許証等」に、「800円」を「750円」に、

「	「	
4,100円 （法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、6,600円）	を	3,900円 （法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験（以下「技能試験」という。）を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、6,900円）
」	」	に、

法第97条の2 第1項第1号 又は第2号に 該当して同項 の規定の適用 を受ける場合	1,750円
---	--------

法第97条の2 第1項第1号 又は第2号に 該当して同項 の規定の適用 を受ける場合	1,900円
---	--------

を

に、

2,550円 (法第97条第1 項第2号に掲げ る事項について 行う試験を公安 委員会が提供す る自動車を使用 して受ける場合 にあつては、 3,350円)
---

2,500円 (技能試験を公 安委員会が提供 する自動車を使 用して受ける場 合にあつては、 3,300円)
--

を

に、

法第97条の2 第1項第2号 に該当して同 項の規定の適 用を受ける場 合	1,750円
--	--------

法第97条の2 第1項第2号 に該当して同 項の規定の適 用を受ける場 合	1,850円
--	--------

を

に、

2,600円 (法第97条第1 項第2号に掲げ る事項について 行う試験を公安 委員会が提供す る自動車を使用 して受ける場合 にあつては、 4,050円)
---

2,800円 (技能試験を公 安委員会が提供 する自動車を使 用して受ける場 合にあつては、 4,550円)
--

を

に、「1,500円」を「1,600円」に、

「1,700円」を「1,800円」に、	<p style="text-align: center;">4,800円          (法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、7,650円)</p>	を	<p style="text-align: center;">4,500円          (技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、7,450円)</p>	に、
<p style="text-align: center;">2,900円          (法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、4,350円)</p>	を	<p style="text-align: center;">2,950円          (技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、4,700円)</p>	に改め、同表8の項中「3,900円」	
<p>を「3,950円」に、「6,400円」を「6,950円」に、「3,750円」を「3,850円」に、「4,550円」を「4,650円」に改め、同表9の項中「1,900円」を「2,050円」に、「4,400円」を「5,050円」に、「1,750円」を「1,950円」に、「2,550円」を「2,750円」に、「1,650円」を「1,800円」に、「3,100円」を「3,550円」に、「1,000円」を「1,100円」に改め、同表10の項を次のように改める。</p>				
<p>10 法第92条第1項又は第95条の2第11項の規定による運転免許証          (以下「免許証」という。)の交付を受けようとする者</p>	<p>免許証交付手数料</p>	<p>法第92条第1項の規定による交付に係る第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証</p>	<p>政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者であって、法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受けたもの(以下「特</p>	<p style="text-align: center;">2,100円          (日を同じくして第一種運転免許又は第二種運転免許のうち2以上の種類の免許を受ける者(以下「複数免許取得者」という。)に対する交付にあっては、1,900円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額)</p>

			定試験免除者」という。)に対する交付	
			特定試験免除者以外の者に対する交付	2,350円 (複数免許取得者に対する交付にあつては、2,150円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額)
		法第95条の2第11項の規定による交付に係る第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証		2,550円
		仮運転免許に係る免許証		1,100円

別表第1の11の項中「2,250円」を「2,600円」に、「1,150円」を「1,050円」に改め、同項の次に次のように加える。

11の2 法第95条の2第3項の規定による特定免許情報の記録を受けようとする者	特定免許情報記録手数料	法第95条の2第6項の規定による申出をした者に対する記録	特定試験免除者に係る記録	1,350円 (複数免許取得者に係る記録にあつては、1,150円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額)
			特定試験免除者以外の者に係る記録	1,550円 (複数免許取得者に係る記録にあつては、1,350円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額)
			法第101条の4の2第2項の規定による申出(以下「更新時不交付申出」という。)をした者に対する記録	800円
			法第95条の2第6項の規定による申出及び更新時不交付申出のいずれをもしない者に対する記録	1,500円 (法第92条第1項、第95条の2第11項若しくは第101条の4の2第1項の規定による免許証(仮運転免許に係るものを除く。)の交付又は法第94条第2項の規定による免許証(仮運転免許に係るものを除く。)の再交付と同時に記録を

			受ける場合にあつては、 100円)
	法第95条の3の規定により読み替えて適用する法第92条第2項の規定又は法第106条の4第2項の規定による免許情報記録の書換え	免許証（仮運転免許に係るものを除く。）及び法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードを有する者に係る書換え	100円
		法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードのみを有する者に係る書換え	1,550円 (複数免許取得者に係る書換えにあつては、1,350円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額)

別表第1の12の項を次のように改める。

12 法第101条第1項、第101条の2第1項又は第101条の2の2第1項の規定による免許証等の有効期間の更新（以下「免許証等の更新」という。）を受けようとする者	免許証等更新手数料	免許証の有効期間の更新（同時に免許情報記録の有効期間の更新を受ける場合を除く。）	法第101条の2の2第1項の規定による経由地公安委員会を経由して行う更新申請書の提出（以下「経由申請」という。）をする場合	2,750円
			更新時不交付申出をする場合（経由申請をする場合を除く。）	1,300円
			経由申請及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合	2,850円
		免許情報記録の有効期間の更新（同時に免許証の有効期間の更新を受ける場合	経由申請をする場合であつて、法第101条の2の2第3項の規定による	1,000円

	を除く。)	申出（以下「経由地書換申出」という。）をするとき	
		経由申請をする場合であって、経由地書換申出をしないとき	1,950円
		経由申請をしない場合	2,100円
	免許証の有効期間の更新及び免許情報記録の有効期間の更新	経由申請をする場合であって、経由地書換申出をするとき	2,500円
		経由申請をする場合であって、経由地書換申出をしないとき	2,850円
		経由申請をしない場合	2,950円

別表第1の13の項中「第101条の2の2第1項」の次に「又は第3項」を加え、「免許証」を「免許証等」に、  

	550円
--	------

を

経由地書換申出をする場合	1,700円
経由地書換申出をしない場合	750円

に改め、同表13の3の項中「3,550円」を

「3,650円」に改め、同表14の項中「1,400円」を「1,350円」に、「2,850円」を「3,100円」に改め、同表16の項中「2万3,400円」を「2万3,750円」に、「1万9,500円」を「1万9,800円」に、「1万4,700円」を「1万4,450円」に、「2万1,500円」を「2万2,200円」に改め、同表18の項中「1万4,550円」を「1万5,100円」に、「1万1,850円」を「1万2,000円」に、「9,650円」を「9,950円」に、「1万2,450円」を「1万2,850円」に改め、同表第19の項中「2,350円」を「2,250円」に改め、同表20の項中

法第108条の2第1項第1号に掲げる講習	講習1時間につき750円
----------------------	--------------

を

法第108条の2第1項第1号に掲げる講習	講習1時間につき850円
----------------------	--------------

に、



「2,350円」を「2,400円」に、「4,450円」を「4,650円」に、「3,500円」を「3,800円」に、「2,800円」を「3,050円」に、「4,150円」を「4,300円」に、「4,000円」を「4,200円」に、「1,500円」を「1,750円」に、「3,100円」を「3,200円」に、「1,400円」を「1,850円」に、

「

法第108条の2 第1項第9号に掲げる講習	講習1時間につき750円
--------------------------	--------------

」を「

法第108条の2 第1項第9号に掲げる講習	講習1時間につき900円
--------------------------	--------------

」に、

「2,150円」を「2,300円」に、「2,050円」を「2,150円」に、「2,700円」を「2,850円」に、「2,550円」を「2,700円」に、「2,450円」を「2,550円」に、

「

法第92条の2第1項の表の備考1の2に規定する優良運転者に対する講習	500円
法第92条の2第1項の表の備考1の3に規定する一般運転者に対する講習	800円
法第92条の2第1項の表の備考1の4に規定する違反運転者等に対する講習	1,350円 (運転免許に係る講習等に関する規則第8条第1項に規定する講習にあつては、800円)

」を「

法第95条の6第1項の表の備考1のロに規定する優良運転者に対する講習	500円 (公安委員会の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)と講習を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法による講習(以下「オンライン講習」という。)にあつては、200円)
法第95条の6第1項の表の備考1のハに規定する一般運転者に対する講習	800円 (オンライン講習にあつては、200円)
法第95条の6第1項の表の備考1のニに規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者(道路	1,400円

」

交通法施行規則 第38条第11項第 1号ただし書に 規定する申出を した者をいう。 以下同じ。)でな いものに対する 講習	
法第95条の6第 1項の表の備考 1のニに規定す る違反運転者等 のうち特定基準 不該当者である ものに対する講 習	800円 (オンライン講 習にあつては、 200円)

」

に、「6,450円」を「6,600円」に、「2,900円」を「2,950円」に、

「

法第108条の2第1項第13号に掲げる講習	1万2,500円 (当該講習が道 路交通法施行規 則第38条第13項 第2号の表第1 号に掲げる講習 方法に係るもの である場合に あつては、9,050 円)
法第108条の2第1項第14号に掲げる講習	講習1時間につ き2,250円
法第108条の2第1項第15号又は第16号に掲げる講習	講習1時間につ き2,000円

を

」

「

法第108条の2 第1項第13号に 掲げる講習	自動車等(これ に準ずるものと して道路交通法	1万2,900円
-------------------------------	-------------------------------	----------

	施行規則第33条第5項第1号ホに規定する運転シミュレーターを含む。)を使用する指導(以下「実車等指導」という。)を含む講習	
	実車等指導を含まない講習	9,350円
法第108条の2第1項第14号に掲げる講習		講習1時間につき2,600円
法第108条の2第1項第15号に掲げる講習		講習1時間につき2,100円
法第108条の2第1項第16号に掲げる講習		講習1時間につき2,050円

に改め、同表21の項中「900円」

」

を「1,000円」に改める。

別表第2の1の項中「4,000円」を「3,800円」に、「3,550円」を「3,650円」に、「1,250円」を「1,200円」に、「4,250円」を「4,450円」に改め、同表2の項中「6,700円」を「6,350円」に、「6,100円」を「6,250円」に、「2,100円」を「1,900円」に、「7,400円」を「7,750円」に改め、同表5の項中「2,350円」を「2,600円」に、「1,900円」を「1,850円」に、「2,650円」を「2,550円」に改め、同表6の項中「2,050円」を「2,000円」に、「2,550円」を「2,400円」に、「3,700円」を「3,750円」に改め、同表7の項中「2,550円」を「2,600円」に改め、同表の備考1中「2,350円」を「2,950円」に、「1,100円」を「1,350円」に改め、同表の備考2中「500円」を「550円」に、「300円」を「350円」に改める。

別表第3の1の項中「4,000円」を「3,800円」に、「3,550円」を「3,650円」に、「1,250円」を「1,200円」に、「4,250円」を「4,450円」に改め、同表2の項中「2,050円」を「2,100円」に改め、同表4の項及び5の項中「1,300円」を「1,350円」に改め、同表6の項中「1,500円」を「1,550円」に改め、同表7の項中「2,550円」を「2,600円」に改め、同表の備考1中「2,400円」を「3,000円」に、「900円」を「950円」に、「1,100円」を「1,350円」に、「2,850円」を「2,950円」に改め、同表の備考2中「150円を、普通自動車免許」を「200円を、普通自動車免許」に、「150円を減ずる」を「50円を減ずる」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和7年3月24日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に申請書を受理しているものに係る手数料については、なお従前の例による。

令和6年11月25日提出

(提案理由)

道路交通法の一部改正等に伴い、特定免許情報記録手数料の新設等をするため、所要の改正をした  
いので提案するものであります。

## 工事請負契約の締結について

元野庭高校雨水地下貯留施設設置工事請負契約を次により締結するものとする。

- 1 請負契約者名 馬淵・新栄特定建設工事共同企業体  
代表者 馬淵建設株式会社  
代表取締役 馬 淵 圭 雄
- 2 請負契約金額 5億7,752万1,890円

令和6年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

元野庭高校雨水地下貯留施設設置工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

## 工事請負契約の変更について

令和5年12月18日定県第110号をもって議決を経た平塚保健福祉事務所秦野センター新築工事（建築一第1工区）請負契約を次のとおり変更するものとする。

- 1 請負契約者名 株式会社エス・ケイ・ディ  
代表取締役 長谷川 辰 巳
- 2 元請負契約金額 6億3,219万7,940円
- 3 変更請負契約金額 7億2,485万7,100円

令和6年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

工期延長による現場管理費等の増に伴い、平塚保健福祉事務所秦野センター新築工事（建築一第1工区）請負契約を変更したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

## 動産の取得について

動産買入れのため、次により契約を締結するものとする。

- 1 品 目 避難者用屋内テント
- 2 契約者名 佐川アドバンス株式会社  
代表取締役 田 辺 正 己
- 3 契約金額 1億3,200万円

令和6年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

避難者用屋内テント買入れのため契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第3条第1項の規定により提案するものであります。

## 指定管理者の指定について

真鶴港の指定管理者を次により指定するものとする。

- 1 施設 の 名 称 真鶴港
- 2 指 定 管 理 者
  - (1) 名 称 真鶴町
  - (2) 主たる事務所の所在地 足柄下郡真鶴町岩244番地の1
- 3 指 定 期 間 令和7年4月1日から令和11年3月31日まで

令和6年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

真鶴港の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。



## 指定管理者の指定の変更について

平成27年10月15日定県第107号をもって議決を経た指定管理者の指定を次のとおり変更するものとする。

- 1 施設の名称 総合リハビリテーションセンター
- 2 変更前指定期間 平成28年4月1日から平成38年3月31日まで
- 3 変更後指定期間 平成28年4月1日から令和10年3月31日まで

令和6年11月25日提出



神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

総合リハビリテーションセンターの指定管理者の指定期間を変更したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

## 訴訟の提起について

神奈川県は、次のとおり応急仮設住宅の不適正居住者に対する建物明渡等請求の訴訟（上訴を含む。）をなすものとする。

- 1 件 名 応急仮設住宅の不適正居住者に対する建物明渡等請求事件
- 2 訴訟の相手方   

- 3 請 求 内 容 応急仮設住宅等の明渡し及び損害賠償請求

令和6年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

応急仮設住宅の不適正居住者に対し、建物等の明渡し及び損害賠償請求の訴訟を提起したいので提案するものであります。

## 当せん金付証券の発売について

令和7年度における公共事業等の費用の財源に充てるため、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第4条第1項の規定により全国自治宝くじ及び関東・中部・東北自治宝くじを次のとおり発売するものとする。

発売総額250億円以内

令和6年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

当せん金付証券法第4条第1項の規定により、令和7年度における宝くじの発売について議決を得たいので提案するものであります。

# 地方独立行政法人神奈川県立病院機構 中期目標

## 地方独立行政法人神奈川県立病院機構第四期中期目標

### I 長期ビジョン

#### (策定趣旨)

県は、これまで、地方独立行政法人法第25条に基づき、5年間の中期目標を策定し、地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下「病院機構」という。）に対し指示を行ってきた。

しかしながら、高齢化の進行に伴う複合的医療提供体制の需要拡大や、デジタル社会の本格化、医師の働き方改革による効率的な医療の提供といった、今後の大きな社会変化と医療需要の変化が見込まれる状況下で、病院機構の安定した運営のためには、5年先だけでなく、10年程度先の長期的視点による社会や医療需要の変化を見据えて方向性を定め、計画的に取り組むことが重要である。

そこで、第四期中期目標では、10年程度先の方向性を示す長期ビジョンを策定し、そのうちの前期5年間で具体的に取り組む事項について中期目標として定める。

(本県の目指す医療提供体制と求められる県立病院の役割)

#### 1 本県の目指す医療提供体制

県は、「神奈川のめざすすがた」として、「誰もが元気で生き生きとくらしながら、必要ときに身近な地域で質の高い医療・介護を安心して受けられる神奈川」を掲げ、総合的な保健医療施策を示した「神奈川県保健医療計画」を策定し、県民の生涯を通じた健康の確保や安心してくらしの重要な基盤となる保健医療提供体制の整備に努めている。

#### 2 県立病院の役割

##### (1) これまでの役割

病院機構が設置・運営する病院は、高度・専門医療を取り扱う4病院（こども医療センター・精神医療センター・がんセンター・循環器呼吸器病センター）と県西地域の中核的総合病院である足柄上病院の計5病院となっている。

高度・専門医療を取り扱う4病院については、地域の医療機関では対応が困難な患者への医療を提供する、県内の拠点病院としての役割を果たしてきた。

また、足柄上病院については、県西地域の中核的な総合病院として、地域のニーズを踏まえた総合診療などの医療の提供とともに、地域の医療機関や在宅療養を支援する機関と連携し、地域医療支援病院としての役割を果たしてきた。

##### (2) これからの役割

近年の医科学の進歩、技術革新に伴う社会変化、少子高齢化の進行等の社会状況の変化に適切に対応し、引き続き県民のいのちを守る最後の砦である県立病院としての役割を担うとともに、医療DX<sup>1)</sup>を推進し病院間の連携による広域での医療提供、大規模災害・感染症パンデミック<sup>2)</sup>等におけるフラッグシップ<sup>3)</sup>機能など、県内の医療機関のフロントランナ

ー<sup>4)</sup>としての役割も果たす必要がある。

(県立病院の目指す姿)

県立病院の目指す姿としては、「各県立病院がそれぞれの機能を高めるだけでなく、県立病院間の連携を強め、県立病院群としての機能強化を図っていくこと」が求められる。

#### 1 県民に信頼される患者の安全確保と経営健全化

県民に信頼される県立病院となるため、患者・家族目線に立った、安全で高度・高質な医療の提供を行うとともに、組織としての統制や透明性を確保する必要がある。

また、経営の健全化に向けては、収益の確保及び費用の節減を進めるとともに、業務運営の改善及び効率化を追求する必要がある。

#### 2 多様・複雑な併存疾患等への対応力の確保及びデジタル活用による広域の医療提供

今後、高齢化が進行し、多様・複雑な併存疾患や合併症への対応力が求められることや、また、医師の働き方改革制度の導入などにより更なる医療の効率的な提供が必要となることから、データ連携プラットフォーム<sup>5)</sup>の構築等の基盤整備を行い、広域での医療提供体制を構築する必要がある。

#### 3 大規模災害や感染症パンデミック等におけるフラッグシップ機能の強化

県立病院の役割として、大規模災害や感染症パンデミック等が発生した際に率先して対応し、中心的な役割を果たすとともに、他医療機関では実施困難な医療を提供するといった、フラッグシップ機能を強化し、県民のいのちを守る必要がある。

#### 4 専門機能病院と地域医療提供病院それぞれの役割とサービス提供のあり方の検討

人口減少や少子高齢化の急速な進展に伴う医療需要の変化や、医療の高度化といった経営環境の急激な変化等を背景とする厳しい環境が続く中、今後、各病院が持続可能な運営をしていくため、10年程度先を見越して、病院機能のあり方について、再編等も視野に入れて検討する必要がある。

## II 中期目標

(策定に当たって)

#### 1 第三期中期目標期間の評価・課題

新型コロナウイルス感染症については、各病院が神奈川モデル認定医療機関等として、対応に取り組んだ一方、専門病院における感染症対応の困難さが浮き彫りになった。

医療安全については、こども医療センターでの医療事故を契機として、医療安全対策、患者・家族目線の対応及びガバナンス<sup>6)</sup>について多くの課題が外部調査委員会で指摘され、提言が行われたことへの対応を進めていく必要がある。また、こども医療センター及びがんセンターでは、設備からレジオネラ属菌が検出されたことや、こども医療センターで薬剤耐性菌であるCRE(カルバペネム耐性腸内細菌科細菌)の伝播が発生したことを踏まえ、病院機構全体で適切な設備の維持管理や感染対策に取り組む必要がある。

財務内容については、令和4年度までは、コロナ関連補助金等の影響により経常収支は黒字となっていたが、同5年度は当該補助金が大きく減額となったことなどの影響により、総損失が20億円を超える状況となったことから、早急に抜本的な経営改善に取り組む必要がある。

医師の働き方改革については、令和6年4月の施行に向けて取り組んだ一方で、今後、医師確保や効率的かつ適正な働き方を前提とした医療の提供が求められている。

## 2 第四期中期目標の方向性

第三期中期目標期間中の評価と課題を念頭に、「I 長期ビジョン」に示した「県立病院の目指す姿」を強く意識して、第四期では県民に信頼される病院づくり、病院間連携の強化、医師の働き方改革の推進に取り組む必要がある。

こうした背景のもと、引き続き県の医療政策における役割を着実に果たしつつ、これまで以上に法人の自律性・自主性を発揮して、P D C Aサイクル<sup>7)</sup>が適切に機能する効果的な運営を行い、県民の信頼と期待に応える医療を継続して担うことのできる基盤を確立することを強く求めるものであり、以下、第四期中期目標を定める。

### 第1 中期目標の期間

令和7年4月1日から同12年3月31日までの5年間とする。

### 第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

#### 1 高度医療の提供

##### (1) 機能の多様化と病院間連携の強化

少子高齢化が進む中で、併存疾患等の対応や多様な医療需要に応えるために、各病院の機能の見直しとともに、医療DXの基盤を整備し、病院機構内の病院間での連携支援など、共同で診療する体制を構築すること。

##### (2) 人材の確保と育成

県立病院の役割である高度・専門医療の提供、地域医療の支援等を確実に行うことができるよう、医療従事者の確保・育成を図ること。

多様な採用方法などにより、質の高い人材の確保に努めること。

各病院の医療従事者について、能力向上に向けた研修を実施するとともに、求められる水準を満たすことができるよう医療従事者へのサポート体制を構築すること。

専攻医や実習生、研修生の積極的な受入れ、地域の医療従事者との相互研さんや研修の実施などを通じて、医療従事者の人材育成に貢献すること。

病院経営に対する高い経営感覚を有した事務職員の確保・育成に計画的に取り組むこと。

##### (3) 最先端技術の活用と医療機器等の計画的な整備

I C T<sup>8)</sup>などの最新・最先端の科学技術を効果的に導入・活用し、質の高い医療の提供に努めること。

医療機器等の整備については、費用対効果を勘案して計画的に実施するとともに、医療ニーズの変化や医療技術の進展に応じて、機動的な対応を行うこと。

##### (4) 臨床研究の推進

医療水準の向上及び医療人材の育成を目的に、中長期的に成果が県民に還元される臨床研究等に取り組むとともに、その成果や情報を積極的かつ分かりやすく発信していくこと。

##### (5) 地域の医療機関等との機能分化・連携強化

地域包括ケアシステム<sup>9)</sup>及び地域医療構想<sup>10)</sup>のより一層の推進に向けて、地域の医療機関等との機能分化や連携強化をさらに進めること。

医療と福祉の連携をさらに推進するため、介護・福祉等の関係機関との入退院時における連携及び退院後の在宅医療支援等を含めた支援の強化を図ること。

#### 2 災害・感染症医療提供体制の充実・強化

災害発生時及び感染症まん延時における医療提供体制の構築に当たり、県立病院群としてフラッグシップ機能を備えることができるよう、県と協力しながら検討を進めること。

#### (1) 災害医療の提供

災害発生時には、各病院は、神奈川県保健医療救護計画に基づき、医療救護活動などの対応を迅速かつ適切に行い、本県の医療救護活動の拠点機能を担うこと。

医薬品や食料を備蓄し、建物などの定期的な点検を行うとともに、BCP（事業継続計画）を適宜見直すなど、継続的に医療を提供する体制を整備すること。

県内外の大規模災害発生時に、災害派遣医療チーム（DMAT）や災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の派遣や受援体制の強化など、積極的な準備と取組を行うこと。

#### (2) 感染症医療の提供

感染症の発生予防、まん延防止、適切な治療を行うため、関係機関と連携し、医療提供体制を確保すること。

新興感染症等の発生時には、関係機関と連携し、迅速な対応を図るとともに、積極的な病床確保に努めること。

### 3 患者や家族、地域から信頼される質の高い医療

#### (1) 患者・家族目線に立った医療の提供

すべての患者の権利及び人格を尊重し、信頼関係の構築に努め、患者・家族、地域から信頼される医療の提供を行うこと。

病院機構本部は、各病院の患者安全・医療事故対応などの標準化及び質の向上を図ること。

業務の質を管理するための具体的な数値目標（QI:Quality Indicator）等を設定し、医療の質を測定、評価及び公表すること。

患者・家族が診療の内容を十分に理解し、納得して治療を受けることができるよう、患者・家族目線に立ったインフォームド・コンセント<sup>11)</sup>の体制整備を推進すること。

多様な相談に対応するとともに、入院から退院までの一貫した支援をさらに充実すること。

診療内容を標準化し、良質な医療を効率的に提供するため地域医療機関も含めたクリニカルパス<sup>12)</sup>の作成を進めること。

患者がセカンドオピニオン<sup>13)</sup>を申し出しやすい環境整備を図るとともに、患者がセカンドオピニオンを希望する場合には、診療情報の提供等、丁寧かつ適切に対応すること。

外部委員のみで構成される監査委員会を設置し、各病院において患者安全監査を行い、その監査結果について、病院機構全体で共有する場を設けること。

日々の患者安全活動に取り組み、積極的にインシデント<sup>14)</sup>報告が行える環境を整えること。

各病院において、患者・市民参画（PPI:Patient and Public Involvement）の取組を推進すること。

#### (2) 患者サービスの充実と積極的な情報発信

県民に選ばれる病院となるよう各病院の診療内容等について、県民に分かりやすく情報提供するとともに、ホームページや公開講座などを通じて積極的に情報発信すること。なお、情報提供や情報発信に当たっては、情報バリアフリー<sup>15)</sup>に配慮すること。

各病院の患者相談窓口について、院内及びホームページ等で分かりやすく明示し、相談し

やすい環境を整備すること。

患者・家族のニーズを把握するとともに、意見や要望等については真摯に対応し、その内容については適宜、分析・検討を行うこと。また、業務改善に活用することにより、患者満足度の向上を図ること。

医療事故を含め様々な情報を迅速に公開し、業務運営の透明性を高めること。

### (3) 医療安全対策の推進

患者が安全に医療を受けられるよう、患者のいのちと安全を第一に考えるという理念を、全職員に対し医療安全研修を通じて浸透させ、患者安全教育を徹底するとともに、医療安全文化を醸成すること。また、院内感染に係る管理体制を引き続き強化すること。

日常的な事故防止活動を推進するとともに、発生した場合は、当該事例の検証を迅速かつ適切に行い、再発防止に取り組むこと。また、患者・家族には、分かりやすい説明や経過を含む報告等を行い、丁寧に対応すること。

病院機構としての統一的な事故対応マニュアルを策定するとともに、適宜見直すこと。

### (4) 第三者評価の活用

信頼される病院づくりを進め、内外に発信するため、各病院の取組状況を客観的に評価する制度等の活用に努めること。

## 4 各病院の主な機能と今後の方向性

各病院の主な機能は以下のとおりとするが、地域包括ケアシステムの推進などを踏まえ、長期的な視点のもと、各病院の機能や地域における役割について、継続的に検討を行うこと。

また、併存疾患等があり、自院での対応が困難な患者について、適切に医療を提供するため、他医療機関との連携等による体制整備に努めること。

### (1) 足柄上病院

県西地域の特性やニーズに対応した地域の中核的な総合病院として、周辺医療機関との役割分担に応じた医療の提供を行うとともに、地域行政機関との連携を図ること。

再整備に当たっては、引き続き感染症医療、災害医療、回復期医療及び救急医療の機能を維持すること。

### (2) こども医療センター

県内唯一の小児専門総合病院として、救急医療を含め、小児の高度・専門医療を担うこと。福祉施設を併設した小児専門総合病院として、障害児入所施設を運営すること。

医療的ケア児への支援、児童虐待対応への支援、こどものこころのケアの取組等の充実を図ること。

成人移行期医療について、県立病院、他の医療機関及び関係機関と連携し、成人期を迎える患者の成長や発達に応じた移行期支援に努めること。

### (3) 精神医療センター

一般の精神科では対応困難な専門性の高い精神科医療を地域の医療機関や関係機関と連携し、提供すること。

精神科救急の基幹病院として、精神科救急・急性期医療を担うこと。

精神科病院の災害拠点としての役割を担うこと。

身体合併症への対応の充実を図ること。



精神障害にも対応した地域包括ケアシステム<sup>16)</sup>に係る取組を推進すること。

児童思春期の精神疾患に係る対応を行うこと。

隔離・身体的拘束の最小化など、患者の安全と人権に配慮した取組を推進すること。

#### (4) がんセンター

都道府県がん診療連携拠点病院として、また、がんゲノム医療拠点病院として、県内の医療機関と連携し、高度な医療の提供、医療技術の開発及びがん専門医療に係る研修等、本県のがん医療の質の向上を図るとともに、がん診療の人材を育成すること。

重粒子線治療施設の積極的な活用を図ること。

併存疾患等のある患者や、他の医療機関で受入れが困難ながん患者に対応できる体制を整備すること。

緩和ケアや漢方による支持療法など患者の身体的・精神的負担を軽減する医療を提供すること。

がん患者が安心して、生活の質を維持しながら、住み慣れた地域社会で生活を送れるようアピランスケア<sup>17)</sup>・就労支援等の相談体制の充実を図ること。

#### (5) 循環器呼吸器病センター

循環器・呼吸器病の専門病院として、高度・専門医療及び救急医療を提供すること。

結核指定医療機関として、結核医療を提供すること。

併存疾患等のある患者に対応できる体制の充実を図ること。

#### (6) 各病院の病床数

当初目標の病床数は次表のとおりとし、地域の医療状況の変化に応じて適宜、見直すこと。

病院名	病床数 (許可病床数)
足柄上病院	296
こども医療センター	430
精神医療センター	323
がんセンター	415
循環器呼吸器病センター	239

### 5 県の施策との連携・協働

県が推進する保健医療施策等の諸施策について、県と連携して取り組むこと。

特に、超高齢社会を乗り越えていくため、「最先端医療・最新技術の追求」と「未病の改善」の2つのアプローチを融合し、新たな社会システムの形成や健康寿命の延伸を目指して県が取り組む「ヘルスケア・ニューフロンティア<sup>18)</sup>」や「認知症施策」「医療と福祉の連携」などの施策と、積極的に連携していくこと。

県民の医療ニーズの変化等に対応し、モデル事業の実施など、県が行う先駆的な取組への協力を努めること。

県立障害者支援施設等における医師の確保について、県と連携して取り組むこと。

県が推進するSDGs<sup>19)</sup>や共生社会の実現、脱炭素化の取組などの趣旨を踏まえた運営を行うこと。

### 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

#### 1 適正な業務の確保

##### (1) 内部統制の強化

全職員について、法令はもとより、病院機構が定める理念や基本方針を遵守させ、倫理観を持って、誠実かつ公正に職務を遂行させること。

コンプライアンス<sup>20)</sup>の推進やリスクマネジメント<sup>21)</sup>、情報セキュリティの確保等、適正な業務運営を推進し、より一層、内部統制を強化すること。

医療事故を含む重大事項等について、病院から病院機構本部への報告基準、公表基準及び患者・家族との情報共有のあり方等について、整理を行い、明文化するとともに、全職員と共有すること。

法令等に基づく資料の作成に当たっては、内容確認を徹底するなど、適正な事務の管理・執行を行うための体制を確保すること。

##### (2) 重大事項等に係る報告の徹底

医療事故を含む重大事項等が発生した場合の報告基準を明確にするとともに、その基準により病院から病院機構本部、病院機構本部から県へと速やかに報告をすること。また、その後の対応等に係る報告についても、適時適切に行うこと。

##### (3) 適切な情報の管理

全職員の個人情報保護及び情報セキュリティに対する意識の向上等、個人情報保護や情報セキュリティ対策の充実・強化を図ること。

#### 2 業務運営の改善及び効率化～医療DXの推進～

医療安全・患者サービスの向上や職員の働き方改革、病院機構全体の連携に寄与し、経営改善にもつながるよう医療DXを推進すること。

限られた資源を最大限に活用できるよう、地方独立行政法人制度の利点を生かし、仕組みや業務の改善に取り組むこと。

P D C Aサイクルを効果的に機能させるため、ロジックモデル<sup>22)</sup>を取り入れるなど、適切な指標や目標値を設定し、業務運営に取り組むこと。

#### 3 収益の確保及び費用の節減

経営基盤の安定化に向けて、収益の確保と費用の節減に取り組み、自律的な病院経営を目指すこと。

各病院の特性に応じた施設基準等を速やかに取得するとともに、入院及び外来の効率的な運用に努め、収益の確保を図ること。

給与費や材料費等に係る経営指標の活用や、収支見込みの精査と予算執行の進捗管理、適切な経営状況の分析等により、費用の適正化に努めること。

診療報酬請求のさらなる適正化と未収金の発生防止及び早期回収に努めること。

診療報酬によらない料金の設定については、原価や周辺施設との均衡などを考慮し、適時適切な改定に努めること。

### 第4 財務内容の改善に関する事項

#### 1 経営基盤の確立について

「第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項」で定めた取組を着実に実施することで、

財務内容の改善を図り、安定した経営基盤の確立に取り組むこと。

また、次の経営目標の達成に努めること。

《経営目標》

- ・ 経常収支比率を100%以上
- ・ 修正医業収支比率は第三期を上回る
- ・ 各年度において資金収支の均衡を達成
- ・ 繰越欠損金の縮減

経常収支比率＝（営業収益＋営業外収益）÷（営業費用＋営業外費用）×100

修正医業収支比率＝（入院収益＋外来収益＋その他医業収益）÷医業費用×100

## 2 運営費負担金等について

### (1) 運営費負担金

運営費負担金については、経営状況を考慮しつつ、国が示す基準を参酌して見積もることとするが、経営の健全化を図ることで、運営費負担金の縮減に努めること。

建設改良費及び長期借入金等償還金（元金）に充当される運営費負担金については、経常費助成のための運営費負担金とする。

### (2) 長期借入金

「I 長期ビジョン」に示した「県立病院の目指す姿」を踏まえた中長期的な投資計画により、長期借入を行うこと。

## 第5 その他業務運営に関する重要事項

### 1 人事に関する事項

質の高い医療を効率的に提供するため、給与費等に係る経営指標に留意しつつ、適正な人員配置に努めること。

医師確保に係る県内外の連携協力体制の構築を図ること。

人事・給与制度について、業績や社会情勢などを踏まえつつ、職員の意欲を高めるような制度となるよう検討を行うこと。

職員のやりがいを高め、能力を十分に発揮できるよう、情報の共有化やコミュニケーションの確保を進めるとともに、職員が働きやすい環境の整備や、組織の活性化を図り、職務満足度の向上に努めること。

職員の意識・能力を十分に発揮させ、生産性を向上させるため、職員の能力開発を進めるとともに、タスクシェア<sup>23)</sup>やタスクシフト<sup>24)</sup>を含めた職場環境の改善を図り、医師をはじめとした職員の働き方改革の取組をさらに進めること。

病院機構への県職員の派遣については、その解消に向け、プロパー職員<sup>25)</sup>の人材育成や外部からの登用を検討すること。

### 2 施設管理及び施設整備・修繕に係る計画の検討

患者・家族が安全で安心して利用できるよう、設備の維持管理の徹底を図ること。

「I 長期ビジョン」に示した「県立病院の目指す姿」を踏まえた各病院の施設整備・修繕に関する中長期的な計画を検討すること。

### 3 情報の公表・公開について

明確な公表基準を作成し、公表に当たっては、基準に則り、適時適切に行うとともに、積極

的な情報の公表に努めること。

財務諸表については、病院機構全体に加え、各病院の損益計算書についても公表すること。

情報公開に当たっては、神奈川県情報公開条例（平成12年神奈川県条例第26号）に則り、適切に対応すること。

#### 注

- 1) 医療DX 医療・介護等において発生するデータの標準化等を図り、疾病予防や良質な医療・ケアを受けられるよう、社会や生活の形を変えること。
- 2) パンデミック 感染症の世界的大流行。
- 3) フラッグシップ 旗艦。また、そのグループの中で、最も重要や優秀なもの。
- 4) フロントランナー 先頭を走る人。また、リードしている人。
- 5) プラットフォーム システムやソフトウェアの共通の基盤となる標準環境。
- 6) ガバナンス 統治・統制。
- 7) PDCAサイクル Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善）のサイクルを繰り返すことで業務改善を図る手法。
- 8) ICT Information & Communication Technologyの略で、情報通信技術のこと。
- 9) 地域包括ケアシステム 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制。
- 10) 地域医療構想 将来不足する病床機能の確保及び連携体制の構築や在宅医療の充実、それらを支える人材の確保・養成に向けたその取組の方向性を示すもの。
- 11) インフォームド・コンセント 主治医が患者に対して十分な説明を行い、患者自らの意思決定に基づいた同意を得ること。
- 12) クリニカルパス 入退院に必要な検査等の標準的な予定を示す診療スケジュール表。
- 13) セカンドオピニオン 主治医の診断や治療方法だけでなく、別の医師から意見を聞き、より良い治療方法を納得の上で自己決定できるようにするためのもの。
- 14) インシデント 重大な事件や事故・危機的な状況に発展する可能性やリスクを持つ出来事のこと。
- 15) 情報バリアフリー すべての人が必要な情報を適時適切に入手できる状態のこと。
- 16) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加などが包括的に確保されたシステム。
- 17) アピアランスケア 外見の変化がもたらすがん患者の苦痛を軽減すること。
- 18) ヘルスケア・ニューフロンティア 「最先端医療・最新技術の追求」と「未病の改善」という2つのアプローチを融合させ、持続可能な新しい社会システムを創造していくこと。
- 19) SDGs Sustainable Development Goalsの略。持続可能な開発目標のことであり、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標のこと。
- 20) コンプライアンス 「法令遵守」のこと。企業倫理や社会規範などに従い、公正・公平に業務を行うという意味も含まれる。
- 21) リスクマネジメント リスクを組織的に管理し、損失等の回避又は低減を図るプロセス。
- 22) ロジックモデル 計画が目標を達成するに至るまでの論理的な関係を体系的に図式化したもの。

- 23) タスクシェア 従来、ある職種が担っていた業務を他職種と共同化すること。
- 24) タスクシフト 従来、ある職種が担っていた業務を他職種に移管すること。
- 25) プロパー職員 県からの派遣職員ではなく、神奈川県立病院機構が直接採用した職員。

令和6年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

第四期の地方独立行政法人神奈川県立病院機構中期目標について、地方独立行政法人法第25条第3項の規定により提案するものであります。